

平成25年第5回那須烏山市議会9月定例会（第2日）

平成25年9月4日（水）

開議 午前10時00分

散会 午後 3時38分

◎出席議員（17名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	7番	高德正治
8番	佐藤昇市	9番	板橋邦夫
10番	水上正治	11番	平山進
12番	佐藤雄次郎	13番	小森幸雄
14番	滝田志孝	15番	高田悦男
16番	中山五男	17番	平塚英教
18番	樋山隆四郎		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	小原沢栄寿
総合政策課長	坂本正一
総務課長	粟野育夫
危機管理室長	清水敏夫
税務課長	澤村俊夫
市民課長	大野治樹
福祉事務所長兼健康福祉課長	小口久男
こども課長	青木敏
農政課長	堀江豊水
商工観光課長	羽石徳雄
環境課長	小川祥一

都市建設課長

福 田 光 宏

上下水道課長

樋 山 洋 平

学校教育課長

網 野 榮

生涯学習課長

堀 江 功 一

◎事務局職員出席者

事務局長

平 山 隆

書 記

大 鐘 智 夫

書 記

小原沢 直 子

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（佐藤雄次郎） 皆さんおはようございます。傍聴席には大勢の皆さん、大変御苦労さまです。

きょうは9月4日大安でございますので、いい日でありますことをお祈りします。

ただいま出席している議員は17名全員になります。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止いたしますので御了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うように、この際お願いしておきます。

通告に基づき9番板橋邦夫議員の発言を許します。

9番板橋邦夫議員。

[9番 板橋邦夫 登壇]

○9番（板橋邦夫） 皆さんおはようございます。傍聴席の皆さんには、雨の中、議場にお運びをいただきまして大変御苦労さまでございます。ただいま佐藤議長から質問の許可をいただきました9番板橋でございます。本定例会での一般質問は8人ですが、そのトップバッターとして通告書に基づきまして質問してまいりたいと思いますので、執行部の前向きな御答弁を期待するものであります。

質問に入る前に一言所感の一端を述べさせていただきます。御承知のように、ことしの夏も例年になく厳しい暑さが続き、特に8月12日には、高知県四万十市においては気温が41度という日本最高の記録となりました。さらに本市においても、37.6度という猛暑日となり、厳しい暑さが続き、熱中症対策に何かと苦労した夏であったと思います。

この暑さのために、8月の12日から18日の1週間で、県内においては熱中症で病院に搬送された方は127名と聞いておりまして、そのうち1人が犠牲となったということで熱中症の恐ろしさを改めて痛感した次第でございます。

一方、本市の基幹作物である稲作については、高温が続いたために順調に生育し、豊作が予想され、農家にとっては明るい見通しで大変喜ばしい限りであります。しかしながら、9月は台風のシーズンでもあり、収穫するまで油断を許すことなく実りの秋を迎えられますよう御祈

念をする次第でございます。

それでは、質問に入りたいと思います。今回の私の質問は、神長から下境線の道路改良について、それから、EV、いわゆる電気自動車充電スタンドの設置について、それから、那須烏山市全体の連結決算と連結財務書類の作成について、学校給食についての4点についてお伺いしたいと思います。

第1点目の神長から下境線の道路の改良についてお伺いいたします。この道路は神長地区県道交差点から野上地区国道294号線の交差点まで全体延長3.2キロメートルと、神長野上線と、野上地区交差点から下境地区の那須黒羽茂木線地区の県道交差点までの野上下境線全体延長1.6キロメートル、いわゆる2路線で総延長4.8キロメートルの市道については、烏山地区南部と南那須地区を結ぶ東西線として利便性の高い道路として通行量も多くなり、反面、道路の破損が激しく、また狭隘部分や歩道の未設置箇所もあり、以前から地域住民の方から道路改良の強い要望があった道路であります。

こうした観点から、市においては平成19年度から平成24年度の5年間にわたり、道路整備事業に取り組み、現在では歩道も全線にわたり設置されまして、すばらしい道路となり、利用者や地域住民も大変喜んでいただいております。

そこでお伺いいたしますが、これまで2路線に費やした事業費と財源内容についてお伺いいたします。さらに、未整備部分ほどのくらい残っているのか。これにつきましてもお伺いしたいと思います。

次に、野上下境線も整備されてきましたが、何と云っても、下野大橋付近の取り付け道路の整備が進まないため、大変交通に不便を来している次第でございます。特に、下境方面の住民より、スムーズに通行できるよう整備していただきと強い要望がたびたび出ております。地権者との関係もあって、なかなか困難と思いますが、これまでの経過と今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、EV、電気自動車の充電スタンドの設置についてお伺いいたします。御承知のように、EV車やPHV、プラグインハイブリッド自動車が急速に普及してきており、現在、全国では4,700基あると言われていた充電スタンドが、さらに自動車メーカー4社、トヨタ、ホンダ、日産、三菱が協力して、来年秋までに1万2,000基まで増やす計画がこのたび発表されました。

これはEVやPHVなどの次世代エコカーは環境性能は高いものの、1回の充電で走行できる距離の短さがネックとなり敬遠されていると言われております。そこで、充電拠点を増やして、販売の伸び悩みを好転させたいという考えであるようであります。4社によると、現在は自治体、ガソリンスタンド、コンビニに普通充電器が3,000基、短時間で充電可能な急速

充電器、これは1,700基設置されておりますが、新規に普通充電器を5,000基、急速充電器2,300基、計1万2,000基の設置方針を打ち出しております。

県内の自治体においても、既に数カ所設置されており、今後、設置する予定の市町村もあると聞いております。既にきのうの新聞でも宇都宮のろまんちっく村に充電器を設置したと下野新聞に載っておりました。本市においても、他市町におくれることなく設置を考えるべきであると思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、市全体の連結決算と連結財務書類の作成についてお伺いいたします。市の決算は一般会計と7つの特別会計、そして企業会計、それぞれ個別に決算をして自治法に基づいて毎年10月、市の広報で市民に公表しているところであります。これを見ますと、一般会計では歳入総額が幾らで内訳は市税とか地方税、国、県支出金、そういったものの金額が表示されまして、対前年比等の推移が説明されているわけでございます。また、歳出面でも、歳出総額が幾らでその内訳として総務費とか民生費、公債費といった金額がこれまた前年表示されまして、それらの推移が説明されております。

また、特別会計では、国民健康保険熊田診療所、後期高齢者医療、介護保険、農業集落排水事業、下水道事業、簡易水道、水道事業の各事業別の歳入総額、歳出総額が表示されまして、総額の内容についてその内容が説明されているのみで、一番肝心の財務内容がわからないわけでありまして、これでは単なる歳入歳出の数字を羅列しただけのように感じられ、真の意味の決算とは思えないような気がいたします。

そこで考えられるのは、市の財政状況を市民にわかりやすく開示すべく、民間企業会計と会計実務を取り入れた財務書類を作成し、公表すべきであると思います。いわゆる一般会計と特別会計を連結した財務書類を作成して、1年間の行政活動の結果によって資産がどのように変動して、期末に幾らになっているのか。いわゆる純資産変動計算書、また、人件費やものにかかるコストといった行政コスト計算書、さらに年度末における資産あるいは負債、純資産をあらわすバランスシート、貸借対照表、また、さらに現金の流れを示すものでその収支を区分した資金の必要性をあらわす資金収支計算書、これの財務書類4種類の作成であります。

既に総務省の指導もあり、既に作成して公表している市町村もあるようであります。県の状況等につきましてもわかっている範囲内でお聞かせ願いたいと思います。本市においては、このような財務書類が作成されているかどうか。また、作成されていないとすれば、本市においても取り組むべきと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

最後に学校給食についてお伺いいたします。本市においては、小学校5校、中学校3校で約2,150人の給食を行っておりますが、以前は給食代の未納が多く徴収に当たって担当者は大変苦労したと聞いておりますが、最近における徴収状況はどのような状況にあるのかお伺い

いたします。

また、本年の6月24日に起きた給食の欠食についてお伺いいたします。この件については、先の議員全員協議会で説明を受け、大方理解をしているところではありますが、再度お伺いしたいと思います。

まず、学校給食については、これまで公益財団法人栃木県学校給食会に委託しまして、委託業者で大田原市にある栃北給食炊飯協同組合と市内の川上製菓から納入されて給食をしてきたところではありますが、たまたま栃北給食炊飯協同組合より納入されていた南那須地区の荒川中、荒川小、下江川中、江川小の4校に搬入された約850食の米飯に異臭が確認され、当日の米飯給食ができなかったという事態となり、児童生徒に大変不便をかけたということでもあります。このことに関し、教育委員会、そして学校の対応は適切であったかどうかお伺いいたします。また、今回の問題に対し、当然原因を調査されたと思いますが、調査方法とその結果についてお伺いいたします。

今回のような事故は当然予測できたことではありますが、危機管理体制が確立されていれば、御飯にかわる代替食で対応できたのではないかと思います。それらの危機管理体制はどうなっていたのかお伺いいたしまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは9番板橋邦夫議員から、神長野上線、野上下境線の道路改良工事から、学校給食まで4項目にわたりまして御質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、野上神長線、野上下境線の道路改良工事についてお答えをいたします。総工費と財源内訳についてお答えをいたします。野上神長線は野上地内の国道294号線から神長地内の主要地方道宇都宮那須烏山線までの1級路線でございまして、平成19年度から平成24年度にかけて全体延長2,166メートル、これは神長区間が1,180メートル、野上区間986メートルを整備いたしました。総事業費は7億4,890万円で、財源は国の交付金1億5,580万円、合併特例債5億6,330万円、一般財源2,980万円であります。

次に、野上下境線は野上神長線の延長で、野上地内の国道294号線から那珂川にかかる下野大橋先までの路線で、平成22年度から整備を進めてまいりました。整備区間の全体延長は1,573メートル、野上区間が920メートル、下境区間653メートルであります。総事業費は3億5,020万円で財源内訳は合併特例債3億3,260万円、一般財源1,760万円でございます。地権者等関係期間の御協力によりまして、本年度の完了を目指して事業を今、進めているところでございます。

次に、下野大橋北側付近、取り付け道路の改良見通しについて御質問がございました。この板橋議員の御指摘の下野大橋北側付近、この未改良区間は約200メートルございます。当区間は、昭和61年に下野大橋が開通してから27年間にわたり、暫定的な道路状態で供用を続けております。この暫定的に供用しております市道虻塚下境渡船場線は見通しが悪く、幅員が狭いために車のすれ違いに支障を来しております。また、歩行者の安全という面でも課題となっております。また、さらに下野大橋への取り付けは急勾配であるなど、市道虻塚下境渡船場線は、この交差点の付近は安全に通行する上で問題があることは認識をいたしております。

このため、今、でき得る対策といたしまして、本年度中に下野大橋付近の急勾配の取り付け道路、約50メートルございますけれども、ここを舗装修繕をする予定であります。

なお、根本的な解決に際しましては、下野大橋の橋梁延長が363メートルあります。これの左岸側、取り付け部分が特殊な位置にありますことから、陸橋の再整備など大がかりな整備が見込まれます。極めて技術的に難しい上に多額の事業費がかかることも予想されますことから、地元関係者との協議、交渉を進めますとともに、関係機関と整備方法等について調整を進め、早期の整備を目指していきたいと考えております。

次に、EV充電スタンドの設置についてお答えをいたします。栃木県では平成21年11月に策定いたしました栃木環境立県戦略の中のエコ栃木の実現に向けたリーディングプロジェクトの1つといたしまして、エコカー普及促進プロジェクトを掲げました。いわゆる環境に優しい次世代自動車の普及を促進してまいりました。その結果、本年4月末における県内の急速充電器の設置数は50基にのぼりまして、当初の設置目標をおおむね達成をしているという状況でございます。

しかし、地球温暖化問題、あるいは資源制約といった環境問題への意識への高まりから、平成22年3月末までにわずか3台でありました県内の電気自動車やプラグインハイブリッド車の普及台数は、ことし3月末には約950台と増加しておりまして、一部では充電器の充電待ちが出始めている状況にあります。

これらを受けまして、県ではことし5月に栃木県EV、PHV充電インフラ整備ビジョンを策定いたしまして、EV等の普及拡大を一層進めるとともに、EV利用者の利用性向上に重点を置いた充電設備の設置を掲げております。

現在、本市における充電器は民間事業者を設置いたしました普通充電器1基のみであります。この普通充電器はゼロから100%まで充電するのに約8時間を要します。急を要する場合には適した設備とは言えないわけでございます。一方、急速充電器は30分程度の短時間で充電が完了するために、観光客や訪問客にとっては非常に有利な設備と考えております。

近隣自治体の状況を申し上げますが、那珂川町のまほろばの湯、さくら市の道の駅きつれが

わ、高根沢町の元気あっぷむら、芳賀町の道の駅はが、茂木町の道の駅もてぎ、それぞれ1基の急速充電器は設置されております。議員御指摘のとおり、急速充電器の設置は地球温暖化対策だけでなく、他市町からの誘客にも有効であると考えられますので、公共施設の再編整備の動向を踏まえ、費用対効果を考慮の上、設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、3番目の市全体の連結決算と財務書類の作成についてお答えをいたします。本市の財務書類につきましては、合併後より普通会計決算をもとに旧総務省方式により公表してまいりました。平成19年度には、地方公共団体における行政改革のさらなる推進の指針及び新地方公会計制度実務研究報告書により、固定資産台帳を整備し、複式記帳による基準モデルと作成事務の負荷を考慮し、既存決算統括情報を活用した総務省改訂モデルが国から示されました。

本市におきましては、平成19年度普通決算をもとに、平成20年度に総務省改訂モデルでの作成に取り組み、財務書類4表を公表したところであります。その後、資産の適正把握のため、財産管理台帳や備品管理台帳等のシステムを導入いたしまして、財務諸表の公共資産関連データの整備を進めていく計画でございましたが、東日本大震災による影響等によりまして、財務管理台帳整備等の各種作業が、今、大幅におくれている現状にあります。

今後は平成24年度決算統計の数値をもとに、総務省改訂モデルにより普通会計に対する財務書類を作成して公表する所存であります。その後、財産管理台帳の整備を図り、段階的に公共資産関連データを修正をいたしまして、財務書類の精度向上を図ってまいります。

なお、連結決算につきましては、総務省改訂モデルでの作成を予定いたしておりますが、会計間の相殺や会計体系が異なるため、個別財務書類の修正、組みかえが必要となるため、財務書類を分析し、計画的に対応してまいる所存であります。

財務書類の整備につきましては、議員御指摘のとおり、資産の適切な管理や資金の流れなどさまざまな状況が把握できまして、市民の皆さんへの公表により、行政の透明性を高める効果がございます。

また、行政経営に活用することで行財政改革にも有効であります。このため、将来的には複式記帳による基準モデルの作成ができるよう調査、研究をしてまいる所存であります。さらに、今後は報告をいたしました財政健全化比率と合わせて、財務書類を有効活用し、効果的、効率的な行政経営及び健全な財政経営を図ってまいりたいと考えております。

4番目の学校給食については教育長答弁とさせていただきます。

以上答弁終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 学校給食について3点御質問いただいております。1点目は、学校給食費の納入状況でございます。2点目は6月24日に発生した米飯の欠食事故の原因究明、

その後の調査状況と今後の対応についてでございます。3点目、緊急時に対応する危機管理体制はどうなっているのかという以上3点について御質問いただいておりますので、順次お答えを申し上げます。

まず、学校給食費の納入状況でございます。本年5月31日現在の平成24年度分学校給食費納入状況は、徴収済額1億364万8,155円でございます。未納額は75万4,500円でございます。未納者数は37人でございます。徴収率は99.28%であります。平成23年度の徴収率は99.24%でございますから、若干ではあります。徴収率が向上してございます。今後も引き続き学校等と協力をいたしながら、未納者への理解を促す完納を目指して徴収率の向上を図ってまいりたいと思っております。

次に、2点目の米飯給食の欠食事故についてであります。給食の米飯につきましては、学校給食会がすぐに代替炊飯を手配した結果、欠食事故の翌日から地元の川上製菓所が炊飯し、栃北給食炊飯が配送する体制で、献立どおり翌日から給食を提供しております。

その間、栃北給食炊飯は出荷を停止し、原因調査及び施設改善を行ってまいりました。その結果、異臭の原因は井戸水と保管庫の室温であることが疑われましたことから、事業者の栃北給食炊飯において井戸水を上水道に変更し、保管庫に空調機を設置するなどの対策を講じ、想定される原因は全て改善されたと考えております。

県学校給食会では、8月5日、19日、26日の3回、栃北給食炊飯において試験炊飯を実施いたしました。本市教育委員会職員も大田原市教育委員会、那須塩原市教育委員会とともに参加し、炊飯が良好であることを確認したところであります。このため、2学期の始業日、9月2日から、事業者に対して事故のないよう指導監督しながら、栃北給食炊飯からの納入を再開しております。

なお、本市では給食の米飯の炊飯を県学校給食会に委託しており、栃北給食炊飯はその指定工場でもあります。指定工場は県学校給食会が、地域の実情や供給実績から選定委員会を経て選定しており、指定工場を変更するには所定の手続が必要となります。今回の事故に関しては、原因が改善され、炊飯が良好であることを確認したところでございますので、指定工場変更手続は行わずに、事故の内容を指導監督し、従来どおり取引を継続しているところであります。

3つ目の緊急時の危機管理体制であります。栃木県学校給食会では、今回のような欠食事故等の非常時に備え、常時6,000食ほどの冷凍パンをストックしていることを確認しております。しかし、今回は栃北給食炊飯からの連絡等の遅れにより解凍が間に合わないなど、代替食の確保ができなかったことも1つの原因であります。

このため、今後給食の米飯やパンなどの提供に支障を来した場合、直ちに代替食の提供ができるよう、県学校給食会や指定工場、学校との連絡を密にしていきたいと思います。

なお、御提案の災害用非常食につきましては、あくまでも災害時の非常用備蓄でありますことから、今回の提供には適切ではないと判断したところであります。

しかし、危機管理につきましては、自然災害あるいは施設のトラブル、配送トラブルなどの多岐にわたる要因がございます。このため、今後はこれらに対応するマニュアルの整備を進めますとともに、地元業者の積極的な活用や育成につきましても配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 大変申しわけございませんでした。先ほど一部訂正の発言をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。下野大橋北側付近取り付け道路の改良の見通しについて御質問があった件の最後の部分でございますが、根本的な解決に際しまして下野大橋左岸側取り付け部分と発言をいたしましたのですが、これは右岸側取り付け部分の間違いでございますので、おわびをいたしまして訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤雄次郎） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） それでは、1回目の答弁をいただきまして、大方は理解はしておりますが、再質問をしてまいりたいと思っております。

まず、この道路改良のことですね。非常にすばらしい道路ができて、恐らく神長から下境へ行く道路は、市内の国道、県道を除いても一番いい道路になったのではないかと、私はそう思っているんですよね。最近あの辺をジョギングしている人も多し、散歩している人も大変喜んでおります。そういうことで、本当にいい道路になって地域の人は喜んでる状況でございます。

しかしながら、一番問題なのは、その下野大橋の付け根の部分、今も市長からも答弁がありました。これを何とかスムーズに流れるような道路になればなというふうに、これは下境の人なども要望しているんです。野上のほうから行くと一々ストップしなくちゃならない。下境のほうから来ても車が混んでいて交通渋滞。

この前、夏はキャンピングカーかな、50台ぐらい集まったんですよ、あそこへ。あそこで集まっているいろいろ競技したりバーベキューやったりしたんですね。そういう定期的に集まるらしいですね。キャンピングカーがああ交差点で右往左往しているというような状況なので。

一番ネックはスムーズに下境のほうへ上がれる道路、これは改良が必要だなど。これには地権者、2人いるんです。1人については、もう全面的に協力するということなんです。ただ、一番大きな面積を持っている1の方が過去にも交渉してなかなか難しかったということなんです。これについて何か今まで交渉したことがあるかどうか、合併してからですね。

お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 板橋議員の御質問にお答えしたいと思います。交渉したことがあるかという件なんです、現在のところ交渉はしておりません。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 旧烏山の場合は交渉して何か問題があったらしいですね、いろいろ。何か恐れていて行かないというような話もちょっと聞いたんです。だから、それだけに問題がある地権者であるなという算段はしているんですが、いずれにしても、これ、すぐというわけにはいきませんので、時期を見て、なるだけ早く交渉してスムーズな道路ができるよう願っているところでございますので、よろしく御努力を願いたい。

それとあと、未整備の部分ですね、まだありますよね。1.1キロぐらいあるのかな。これがいつごろやる予定なのか。これをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 野上下境線の現在の未整備区間は、下野大橋から主要地方道那須黒羽茂木線が現在約390メートル、未整備でございます。今年度、7,400万円かけて大変この区間、道路の凹凸、それから歩道の側溝が老朽化しておりますので、本年度中に整備する予定でございます。

それと先ほど市長のほうからも御説明があったんですが、下野大橋の野上方面の取り付け部分、約50メートルなんです、これの舗装修繕も本年度中に発注して整備を進める予定でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） そうするとあの未整備部分ですね、390メートル。これは下境のほうは一部やっていますから、その残りですね。茂木黒羽線のほう、それが大体7,400万円ぐらいかかる。これはいつ……発注しているんですか、もう。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 9月補正で増額をしておりますので、今、発注の準備を進めております。速やかに発注して早期の効果を上げたいと思っております。

○議長（佐藤雄次郎） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） そういうことで、近いうちに整備がされるということで大変うれしく思っております。

それと、下野大橋の手前のところ50メートルにつきましては、今のところ地権者との問題があるから、拡幅はできないから整備をするというだけですね。これはいつごろやるのか。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 下野大橋の野上方面の急勾配の取り付け約50メートルなんですけど、この舗装周辺を現在、設計をしておりますので、これも速やかに発注して早期の効果を上げたいというふうに思っております。

○議長（佐藤雄次郎） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 大変面白いお話を聞きまして大変心強く感じました。あの道路は今まで10億円ぐらいかかっているんですよ。道整備資金とか合併特例債を使って10億円近い金を投資しているということで、それだけにすばらしい道路。さらにはその先、ひとつそういう見通しなようですから、期待をしております、この問題につきましては質問を終わりたいと思います。

次に、EV車につきましては先ほど市長から答弁がありましたけど、いろいろ県のほうで協議会ができて普及をしているということですね。今度私もちょっと調べたんですが、栃木県の森林環境部からの資料ですが、栃木県内のEV車普及台数ですね。これが平成23年の3月では3台だったんですね。平成24年の2月には429台、それで平成25年、ことしの3月、950台。これは市長が答弁した950台になっていますね。ですから、かなりどんどん増えてきているわけですね。

それと、全国のEV車普及台数というのは、これは古い数字ですが、平成24年の3月では2万7,000台ぐらい、現在では約1.5倍ぐらいになっているんじゃないかと、4万台ぐらい。県あるいは国でも増えているわけですね。それに伴う充電器の設置なんですけど、これは平成25年6月では普通充電器が129台、これ、栃木県ですよ。急速充電器が51台ですね。全部で180台、増えてきたんです。その利用者数も非常に、平成23年は64台だったんですが、平成23年は190台、平成24年は332台、充電器の設置とともに利用者が増えている。

こういうことで、先ほど市長からもありましたように、栃木県の場合、エコカー普及のモデル県になっているそうでございますね。この普及設置につきましては県の補助があるようでございます。充電器につきましては、3分の2が国の補助、その残りの2分の1は県で補助するという方向でいるようでございます。

これをさらに県のほうでは700近く設置しようということなんです。各市町村ごとに出しているんですよ、目標を。これについては市のほうでは知っておりますか。那須烏山市は何台設置目標であると。

○議長（佐藤雄次郎） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） お答えしたいと思います。県のほうからは、栃木県EV、プラグハイブリッド充電インフラ整備ビジョンということで、こういう事業があるのでぜひ申請をしてくれというお話がございまして、設置台数を何台という数そのものはございませんけれども、一応今、いろいろ場所の選定とか、そういったことで今、鋭意検討している段階でございます。以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 市のほうには来ていないということなのですが、この資料を見ますと那須烏山市の場合は8台来ているんですね、急速または普通で。各市町村ごとに目標があるんです。多分これは掌握していないと思うんですがどうなんですかね。ビジョン、構想ビジョン。どうですか。来ていない。

○議長（佐藤雄次郎） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） あくまでも目標ということですので、うちのほうとしましては…。（「資料は来ているでしょう」の声あり）いや、何台というまではちょっと来ていないんですけれども。そんなことから、どこへ設置したほうがいいのかとか、そういったことで環境課で今、設置に向けて検討している段階でございます。ちょっと板橋議員がおっしゃっているのは、県のインフラ整備の中で、例えば幹線国道が10キロに1基、あとは地方国道がおおむね20キロ、さらにその下の地方国道については30キロに1基を設置しようというところから来ているのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（佐藤雄次郎） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 県のほうの整備ビジョンでは、今、話がありましたように、点的な設置と面的な設置という考え方で、面的な設置については、この市町村別には那須烏山市が8台を設置したいというような考えがあるんですよね。ですから、こういうことで、これから県のほうからも何かの形で要請があると思いますので、ひとつ前向きに取り組むべきだと思います。

それと、先ほど市長からも話がありました、近隣の急速充電器の設置なんです、近隣では那珂川町、さくら市、高根沢町、茂木町、あと那須とか宇都宮は相当あるんですよ、観光地は相当多いです。近隣だけ見ますと、那須烏山市だけがないんですよ、急速充電器が。これはそういうこともあるんですが、ただ、日産には普通充電器があるようですが、いずれにしても普通充電器では8時間もかかるんですから、那須烏山市はいろいろな方が観光とかあるいは来庁する人も、いろいろな人が出入りしますよね。ですから、この那須烏山市、おっかなくて行けないと。そういうことも当然出てくるんですよ。EV車が増えているんですから。当然これ、出てきますから。

これはもう前向きで設置をするべきだと思うんです。設置場所は大体自治体では道の駅がほとんどなんですが、烏山の場合は道の駅がありませんから、例えば本庁舎の前とか、あるいは山あげ会館、その辺、設置場所は後で検討ですが、とにかく前向きでこの設置をすべきだと思うんですが、市長どうですか。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今、御指摘の急速充電器の件につきましては、私も本当に必要性を強く感じています。言われているように、隣接町にあるということもあるんですが、観光客誘致とか、あるいはいろいろそういった活性化につながりますから、そういったところは今、御指摘のように、国、県の有利な補助事業も活用しながら対応できることになりますので、設置に向けて前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） このEV車あるいはPHV、この購入についても経済産業省では、今度補助を出すんですよ、個人で買う場合。普通200万円するやつを、この電気自動車は高いですから差額が出るんですよね。その2分の1は国で補助します。そういう制度が今度できるんですね。そうですから、ますますこの電気自動車は増えてくる可能性が強いわけですから、そういうことの状態も十分考えて、前向きにひとつ検討をお願いしたいと思います。これにつきましては以上で終わりたいと思います。

次に、財務書類の問題なんですね。これは今、市長から答弁がありましたように、平成20年度まではつくっていたような気がするんですが、それ以降、震災とか何かでおくれてきたということなんですが、これはあくまでも財務諸表の作成というのは総務省で打ち出していることをごさいまして、この狙いは財務諸表の各自治体の比較あるいは評価を可能にする、この表に基づいてね。そのために地方公共団体の資産あるいは債務の管理等に必要な公会計の整備を図る。それが狙いなんですね。

そういうことで、地方公共団体総合的な財政分析調査研究報告書というのができているんです。それに基づいて各市町村ではこれに取り組んでいるんですが、県内の市町村でこのような財務書類をつくっている市町村があるかないか。わかっているらばお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 今、御指摘がありましたように、総務省のほうからの指針に基づきまして、県内14市においては全ての市において作成をされております。本市は途中ちょっと中断をいたしておりましたけれども、されております。町のレベルはちょっとまだ調査してありませんが、市のレベルは作成されております。

○議長（佐藤雄次郎） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 県内14市町ではつくっているということですね。そうすると、那須烏山市はつくっていないということなんですよね。ぜひこれ、非常に難しい問題があると思うんですが、取り組んでいただきたいと。このバランスシート、例えばバランスシートだけ見ますと、普通会計バランスシートは市と区で85.2%つくっているんですね。町村では44.6%作成済みと。連結決算、これはちょっと低いんです。都道府県は66%、政令都市が100%、市区町村になると21%から、市区が21.3ですね、町村が6.3%、低くなっているんですね。どうしても市町村に来るとそういういろいろな問題があってできないでいる。そういうことでございます。

これは普通会計バランスシートは政令都市も全部100%です。連結決算が、今申し上げましたようなことでございます。それと、行政コスト計算、これは都道府県、政令都市、100%大体できていますね。市区町村は市区が62%、町村が20%、かなりつくっているところは多いんですね。現在ではかなり増えていると思います。

なぜこのような財務書類というのは、難しい話なんですけど、必要かという、ただ、市民にとっては、ただ単なる歳入歳出だけの公表では、本当の意味での市の財政がわからないわけですよ。例えば期末において、市の資産である公共資産が幾らあるか。あるいは投資等が幾らあるか。流動資産あるいは負債が幾らあるか。あるいは流動負債が幾らあるか。そういった資産、負債、資本とか、そういうものを一定の表にあらわしてはつきり出すべきだと思うんですね。そうすれば、市民1人当たり資産は幾らになっているとか、負債が幾らになっているとかってわかるんですよ。

そういうことで取り組んでいただきたいと思いますが、それらの考え方について課長にお伺いします。

○議長（佐藤雄次郎） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） ただいま御指摘あったように、市民の皆さんに市の財政状況を理解していただくために、非常に重要な数字であるというふうに理解しておりますので、平成19年度までの決算に基づいた財務諸表については作成、公表しておりますが、その後、平成20年度から平成24年度までのデータに基づいた財務書類を今年度中に早急に作成をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、連結の部分については、なかなか会計間の繰り入れ、繰り出し等の相殺であるとか、会計体系が違うというようなこともありまして、ちょっと技術的な部分も必要になってまいりますので、こちらも調査研究をしてまいりまして、できるだけ早い時期に連結としてまとめてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤雄次郎） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） これ、ただ一般会計だけの普通会計のバランスシートだけではちょっと、財務書類だけでは本当の市全体のものをつかめないんですよね。だから、これはもうあくまでも連結、市の全体の連結した財務書類、これがないと意味がないような気がするんですが、それは非常に難しい、いろいろあると思うんですが、一番普通会計が完全にできていればそれほど難しい問題ではないと思うんですよね。あとは特別会計の問題を載せればいいんだから。

隣の常陸大宮では、もう既に毎年報告しているらしいですが、非常に苦勞はしたらしいですね、連結決算の。一番問題は資産の評価だと思うんですね。固定資産、例えば学校の土地とか庭とか庁舎、そういった資産あるいは道路、それらの評価価格を把握すれば、案外たやすくできるんじゃないかと思うんですが、一番これがネックになってくるかと思うんですが、課長、その辺どうですかね。一番資産価格の把握。

○議長（佐藤雄次郎） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 御指摘のとおり、この貸借対照表の中の資産の適正な把握という部分が、この作業の中で一番重要な部分でございます。本市におきましても、固定資産の台帳であるとか、備品台帳であるとか、そういったシステムの整備を進めてまいったところでございますが、まだ、その固定資産の台帳の整備がちょっとおくれております関係で、決算統計のデータを活用して、資産として取り扱っているわけでございますが、こちらにつきましても、やはり適正な時価といいますか、固定資産の価格を把握するための台帳の整備というのは欠かせませんので、今後、この台帳の整備に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤雄次郎） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） ぜひ、難しいと思うんですが、先進地を視察したりいろいろ研修をして、ひとつ前向きで取り組んでいただきたいと思います。

これは隣の茨城県の常陸大宮市の広報、これはことしの5月に出したんですね。平成23年度の財務書類4表を公表する。純資産変動計算書、行政コスト計算書、貸借対照表、資本収支計算書、普通会計基礎的財政収支、こういった表を出して市民に広報で出しているんですね。これは市民にわかりやすくするために開示するために出したと。

そういうことで、これを見ると市民が資産が幾らになっているとか、負債が幾らになっているとか、将来負担が幾らになっているか。もう全部出ています。そういうのをやっているところもかなりありますので、ひとつ前向きで取り組みをお願いしたいという要望をして、この問題については終わりたいと思います。

学校給食関係ですね。先ほど教育長からお話がありましたように、未納関係では、5月31日現在で平成24年度分として1億300万円ぐらいでしたね、未納が75万4、

500円と。徴収率が99.2%、前年度も99.4%とかというんですから、大体未納は一定しているんですね。

この給食費の徴収については学校単位でやっているわけですね。そして、それを学校給食センターに納入する。そういう形をとっていると思うんですが、これは当然全部調査されたら何事もそうなんですが、できないんですが、もし、徴収できなかった場合の差額ですね。例えば100人に給食して5人分が未納だったといえ、その差額というのはどういう処理をするんですかね。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） ただいまの御質問の件でございます。こちらにつきましては、特に年度の途中であれば通常ベースで献立をつくって、単価にあわせてやっているところですが、やはり年度末になりまして、大体の未納額相当分が大体の率で承知しておりますので、その分で食材で若干の調整をしながら、七十数万円程度でございますので、その辺を調整しながら収支が合うような形で乗り切っているということで、未納がやはり多くなりますと、その分だけ通常に納めている方については影響が出るという部分もございます。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） そうすると、今の答弁では未納が多くなればなるほど給食の内容は悪くなるということなんですかね。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） 考え方的にはそうでございますけれども。

○議長（佐藤雄次郎） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） すると、以前は未納がかなりあって、子ども手当が出て、そこから振り替えてかなり未納が減ったんですよ。今、子ども手当はないので児童手当かな。そういうことで、それからも振り替えされているかと思うんですが、生活保護家庭の方については、生活保護費の中に給食費というのは入っているんですか。ちょっとお伺いします。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） ただいまの生活保護の世帯等については、やはり生活保護費で措置をされております。生活保護世帯、準要保護世帯ですね、こちらについてはそちらから入っておりますので、そちらから納入してもらうという形になります。

○議長（佐藤雄次郎） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） そういうことで、生活保護費の中へ入って徴収している。一般と同じに徴収しているわけですね。それと、準要保護家庭というのがあるんだそうですね。この方に

つきましては徴収しなくて市が負担しているというんですが、これ、どういう要領で何人ぐらいいるのか。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） 行財政報告書の中にありますので。数字については後刻調べましてお答えをしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 人数と金額がどのくらいあるか。そういうことでございます。

それと、先ほど教育長から答弁がありました6月24日の事故のこと、これは大変子供たちに不便を来したわけですが、川上製菓のほうへ切りかえて順調に給食をしたということで、大変その対応はよかったと思いますね。

それで、原因調査、これは新聞でも何回も出ていますが、今までは井戸水を使っていた。それを水道水に切りかえ、さらに非常に高温な倉庫に保管されていたということ。そういうことで、非常に異臭が発生する原因になったようですが、これが疑わしいということになっているんですが、本当の原因というのはまだはっきり言っていないんですよ。疑わしいので切りかえた。

これは今も調査をしているのかどうか、さらに。別な問題によって異臭が発生したということも考えられるんですね。これで調査は打ち切りになるかどうかですね。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） ただいまの調査につきましては、全ての水、それから米ですね、こちらについては全部検査機関に回してやって、それについては数字上、いろいろな水質検査の項目については、個々のいろいろな水道法等に基づく一般細菌、それから大腸菌、塩化物イオン、pH、味、臭気、色度、濁度については、そのものについては問題はないということでございます。それから、米についてもやはりJAのほうで全て保管をしております、精米した段階で、この前、全員協議会でもお話し申し上げましたが、JAパール関係のところ、精米した段階で全てその白度とか水分、それから、鮮度、粒状関係とか、タンパク質、水分あるいはアミローゼ、それから食味値については全部検査しております、その段階では出ないということでございまして、今回、なぜこういった形になったかということにつきましては、今言ったように、そのもの自体については一定値についてはクリアしているということでございますが、例えば塩素値、残留塩素ですね、残留塩素等については水については0.1以上、水道法等に基づき使用する場合は0.1%以上ないとだめということですが、その部分は若干過度になったりした場合、塩素くさいというのがよく水なんかであるかと思いますが、その辺が強い場合は、適正な水質でありますけれども多少塩素くさいなということの事象が発生する

場合もございます。

もう一つは、今回の中でやはり疑問になったのが、その米とかについては正常であるが、なぜ、ぬか臭がしたかという部分がありました。これにつきましては、自家水なんかを使っていた関係上、水圧ですね。洗米機、米を洗う機械があるんですが、そこにやはり自家水ですと意外と水圧が低い場合なんかがございます。そんな関係で洗米、ぬかをきれいに洗う部分が若干少なかったのかなということで、その異臭と言ってもぬか臭なんですね。だから、ぬか臭というのは意外と米独自のにおいだという方もちゃんといらっしゃるんですね。健康のためにはあまり洗米しないで食べるという方もいらっしゃいますし、臭気の問題についてはかなりレアな、計測が難しい点があるという部分が、今回の1カ月くらい、原因究明の関係でなったということでございます。

もう1点は、米の保管の関係で適正な米がいつているにもかかわらず、保管しているとき、特に発生したのが月曜日にずっと発生しておりました。ということで、よく原因をさかのぼって、いろいろなどという作業行程をやっていたかといっていたときに、その精米してJAからそこに地区別に使う米を納品するわけなんですね。それを置いている場所ですね、保管している精米タンクがあるんですが、ここの冷房設備がなかったということで、精米したばかりだと結構熱を持つんですよね。農家の方ですとわかるかと思いますが、それをストックすること、それを金曜日にそこに納品して置いていたということで、多少の米の劣化的なもの、そして使うのが月曜日ですので、そういったことが疑われちゃったのかなというあたりで、答えから言いますと、数値上あらわれる部分では明確に出なかったということで、疑わしいものは水の原因があるだろうということであれば、水を除去しまして上水道に切りかえた。それから、鮮度を保つという意味での温度管理ができないということで、そこは問題があるということが疑われる関係もあったものですから、エアコンを入れてそれを除去した。

それから、洗米につきましては、上水に切りかわりましたので相当の水圧があります。そんなことで洗米を完璧な形でして、ぬか臭等の発生がしないように対応するというので対応しているということでございます。原因については非常に難しいレアな数値の関係で、本当にこれがずばりということとはとれなかったというのが結論でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） いずれにしても、水はそういうことで水道水で、保管倉庫ね、これはせっかくJAではほとんど今低温倉庫に入っているんですよね。品質を保全するために。そして、倉庫から精米して持ってくるわけですね。精米にすると、むしろ品質が変化しやすいですね。それを聞くところによると、40度ぐらいある倉庫に入れたということですから、当然これは当たり前ですよ。だから、その辺の危機管理が業者についてもなかったんだという

ふうに感じているんですね。そのように私は感じております。

いずれにしても、これは解決してスムーズに給食ができていますから、二度とこのようなことのないよう希望しているわけです。

それと、最後に給食危機管理体制、これは何らかの危機管理体制があったかと思うんですね。例えば学級閉鎖になった場合どうするとか、インフルエンザが発生した場合どうするとか、あるいは食中毒になった場合どうするとか。いろいろそういう危機管理マニュアル体制というのはできていると思うんですが、今回のような事故は加わっていないと思うんですが、この危機管理マニュアル、先ほど教育長がおっしゃったように、この異臭の問題だけではなく、特に交通事故の問題もありますよね。あるいは大型停電があって給食ができなかったとか、搬送中の事故ね。車が転落したとか、これはあらゆることが想定できるんですから、相対的なこの学校給食に対する危機管理マニュアルを早急に整備してということなんです、早急に整備して対応していただきたいと思いますが、その辺をお伺いして、私の質問を終わりたいのですが、まずその点。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） ただいまの危機管理についてでございます。こちらにつきましては、やはり個々の事例に対応すべく、既にいろいろな指針、それからマニュアル等が国、県等からも共通事項ということで発せられております。衛生管理等については保健所等を含めた形からきちっと流れております。

それから、連絡体制のことでございます。この連絡体制の速やかに対応できるようなマニュアルということはきちんと整備されてございます。それから、今回一番課題となった欠食ですね。食事を部分的に提供できなかったということに対しましては、今回、発生した主な理由としましては、やはり常時学校給食会でも冷凍パン5,000個は保管しているんですが、今回は県北含めて1万食以上の影響があったということで、そちらにやはり優先的に流れてしまいました、順次。そんな関係でこちらへ回らないという背景もありまして、冷凍パン等を供給することができなかったということがありましたので、今回は県の学校給食会を含めて新しいマニュアルをつくりまして、短期の場合、代替のパンを供給できる工場ですね、現在、学校給食会では県内で27社抱えておりますけれども、そのうち4社と再度確認をしまして、突発のときには相当数のパンの供給ができるような体制。

それから、長期の場合の米等の場合は、やはり県内で現在、米関係は14社の指定工場があります。その中で4社と新たに確認をして、いざという場合にはそこから御飯を供給できる体制をやるというマニュアルをつくったところでございます。

以上です。

○9番（板橋邦夫） これをもって終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、9番板橋邦夫議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○議長（佐藤雄次郎） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほどの板橋議員の質問に答弁漏れがありましたので、学校教育課長から報告します。

網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） ただいま御質問の中で要保護、それから準要保護の人数でございます。こちらにつきましては、要保護については19名、準要保護については106人でございます。

以上でございます。

それでは、通告に基づき16番中山五男議員の発言を許します。

16番中山五男議員。

〔16番 中山五男 登壇〕

○16番（中山五男） 議場内の皆さん、こんにちは。まだまだ残暑の残るところであります。皆様、本当に御苦労さまです。

今回の質問は佐藤議長宛てに5項目ほど提出してありますが、その中で御答弁をいただくところは17点ほどございます。市長、教育長には大変御苦労をおかけするところではありますが、明快な御答弁を期待いたしまして、早速質問に入らせていただきます。

まず、1項目目、東日本大震災における被災後の対応策についてお伺いいたします。多くの命が奪われた東日本大震災から既に2年半経過しておりますが、東北地方の被災者には故郷を離れ、いまだほかの地で暮らしたり、仮設住宅住まいの方々がまだまだ大勢おられることに心を痛めるところであります。

本市内でも2名の死者のほか、多くの民家や公共施設に未曾有の被害をこうむったことは周知の事実であります。この大震災に関し、私は既に2回の一般質問の中で12項目にわたり市長から御答弁をいただいているところでありますが、今回は三たびの質問になりますが、その中で4点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点、震災により本市被災総額の調査結果についてお伺いをいたします。このことにつきましては、平成23年12月に質問を申し上げたときの答弁では、把握している部分は76億8,000万円だが、まだ確定ではない。現在も被災者からの届け出が続いていること

であり、流動的な数値であるとのことであります。

そこで、私が速やかに被災状況を把握し、那須烏山市の大震災による被災額と被災状況を市の歴史として後世までとどめ置くべきではないかと申した記憶がございます。大震災から既に2年半経過しておりますが、市は被災の全容を把握されているのでしょうか、お伺いをいたします。

2点目を申し上げます。被災者に対する支援策と支援実績についてであります。本市では、全国的にもほかの自治体に先駆けまして被災住宅復旧工事助成金制度などを創設しまして、復興支援と定住促進策を講じてまいりましたが、これら、個人、企業等への支援はほぼ完了したものと存じます。そこで、震災発生後、これまでにいかなる支援策と支援実績があったか。さらに、今回の支援策に改善すべきところがなかったかどうかについてもお伺いをいたします。

次、自然休養村施設の解体時期と跡地利用についてお伺いいたします。大震災により壊滅的被害をこうむった公共施設のうち、既に学校給食センターは新築建てかえが完了し、いかんべ記念館、大金駅前の観光物産センターは解体され、更地になっているところであります。また、被災した武道館は現在も閉館が続いておりますが、近い将来、解体し、体育館建設にあわせて新築する計画かと存じます。

さて、残るこぶしの湯を含む自然休養村一帯の施設は、被災以来、無残な姿をさらしたまま、いまだ手つかずの状況にあります。この施設は国庫補助等により整備したもので、建物の耐用年数が残っている等の理由から、市の判断だけで解体できないとのことであります。

しかしながら、このままの状態では解体をおくらせては、防犯、防火から見ても危険であり、犯罪の場に利用されるおそれもありますので、市長みずから足を運ぶなどして現状を確認する必要があるかと存じます。

そこで、次の3点をお伺いいたします。まず1点、建物の解体について、国、県関係者と協議を始めたのはいつのことでしょうか。そして、解体に難色を示しているところは国なのか、県なのか。許可できないとする理由は何なのかお伺いします。

2点目、自然休養村一帯に借地がおおよそ5万6,000平米ほどありまして、借地料は年間83万円を超える額を支払っているはずであります。借地のうち、駐車場等の敷地は建物解体に直接影響するものではありませんので、速やかにもとに戻し、地権者へ年内にも返還すべきではないでしょうか。

3点目、休養村施設敷地のほとんどは市の所有地であります。建物解体の後、いかなる利用を考えておられるかお伺いをいたします。

次の項目に入ります。指定廃棄物処理場の選定について、市長の方策をお伺いいたします。放射能に関する一般質問はこれまでに2回にわたり質問した経緯がございます。その当時の質

問では、福島原発がさらに大事故につながり、本市民にまで被曝の危険が迫った場合、その緊急自体をいかなる機関から伝達され、その情報を市長は市民へどのような方法で伝達する考えなのかとした質問や、放射能測定時の市民への広報、農畜産物等への政策等について伺いましたが、これらは全て市長の努力により解決しているものと存じます。

そのような中で、福島原発による放射能漏れは徐々に改善されるものと思われていたところ、高濃度の汚染水300トンが漏れ出し、既に外洋や地下水に広がりつつあると報じられていたことから、原発にはさらなる不安を増しているところでもあります。

さて、福島原発の爆発により飛散した放射性セシウムにより汚染された、いわゆる指定廃棄物の最新処分場候補地の矢板市が白紙撤回になった後、県内全市町長と知事等の間に繰り返し会議が開かれながら、いまだ解決策が見出せないようでもあります。

会議はこれまでに5回ほど開かれているようですが、その中で福島経由の搬入は拒否されていることから、政府の基本方針どおり各県ごとに、栃木県は栃木県内で処分を進めることが現実的になったようでもあります。指定廃棄物は現在、県内24市町内の仮置き場174カ所におよそ1万4,000トンが分散保管されておりますが、その保管方法に遮水シートなどで覆うところもありますから、シートの劣化が進まないうちに安全な施設へ移さなければならぬものと存じます。

そこでお伺いをいたします。県内市町長、副市町長との会議が既に5回ほど開催されているところであり、この会議に参加されている市町には環境省等からさまざまな説明を受けている上、他市町との意見交換もされているわけでもありますから、放射能物質に関する種類も豊富ならずであります。処分場を県内26市町内のいずれかに建設するとあれば、本市もその26分の1の責任を負うことになり、市長は傍観者ではいられないはずであります。

このことから、大谷市長みずからの考えを積極的に発信し、最終処分場建設に向け努力する義務があろうと存じます。このこと、市長はいかなる方策をもって解決する考えか、お伺いをいたします。

次の項目に移ります。県立烏山高等学校への支援策についてであります。まず、1点目、本市唯一の県立烏山高等学校に対し、いかなる支援をされておられるかお伺いいたします。烏山高等学校は御承知のとおり、高校再編計画に基づき男子校、女子校の2校を統合し創設された新設校であります。既に5年ほど経過しております。その新設校に大きな期待を抱いておりましたか、近年の烏山高等学校受験志望者は、残念ながら募集定員200名を下回る状況が続いていることも御承知のとおりであります。

本市内の3中学校を合わせた卒業生だけでも毎年およそ260名ほど輩出しているながら、地元烏山高等学校志望者がなぜ少ないのか、まことに残念であります。ところで、来年3月から

高校入試試験の中で、現在の推薦入学から特技選抜に制度を変えるなどして各校とも求める生徒の資格要件を公表しております。

烏山高等学校は普通科でありますから、今後も成績重視するものと存じますが、中学生にとり、烏山高等学校が魅力ある高校として受け入れられるよう期待を込めているところであります。

少々余談になりますが、私の知るところ、大谷市長は宇都宮東高等学校、池澤教育長の母校は烏山高等学校と聞き及んでおりますので、恐縮ながら両校を比較して申し上げますと、いずれも普通校のみで現在の募集定員は東高等学校160人、烏山高等学校200名であります。

そこで重要なところは、卒業生の主な進路であります。私が調べたところ、国公立大学への進学率、東高等学校39%、烏山高等学校わずかに6%で、差は33%あります。私立大入学につきましては、東高等学校47%、烏山高等学校46%で差は1%でありますから、これはほとんどありません。短大、専門学校、これは東高等学校3%に対して烏山高等学校37%で、差異は34%もございます。

以上比較のとおり、両校の間には国公立大入学率に大きな開きがありますことから、大学を目指す中学生には烏山高等学校に魅力が乏しいものと存じます。しかしながら、烏山高等学校でも毎年10名を超える生徒が国公立大に進学していることから、生徒本人の自覚次第で望みはかなうものと存じます。また、スポーツ等部活動の面でも、ほかの学校に決してひけをとらない成績を残しております。

さて、ここから質問に入ります。私は烏山高等学校の件で既に2回質問しております。その質問の中で、烏山高等学校が県東部の雄と目されるよう、存在価値を県内外に強く示す必要性を感じているが、大谷市長には新生烏山高等学校に対して、いかなる期待と構想をお持ちかお伺いしたいとの質問に対して、烏山高等学校は本市のシンボルであり活性化の源泉でもあることから、最大限の支援、努力を傾注したい。そして、県内でも有数の文武両道の学校を目指してもらいたい。そのためには、極めて優秀な意欲ある教師を集めるよう、烏山高等学校統合の条件として強く県当局に要望してまいるとの力強い答弁をいただいております。

この御答弁をいただいて以来6年経過しておりますが、大谷市長にはこれまでに具体的にいかなる支援、要望活動をされているか、お伺いいたします。

烏山高等学校の関する2つ目の質問、募集定員について申し上げます。烏山高等学校は男女両校を統合された後の募集定員を200名に削減されたことから、市内の高校に地元の高校生の進学の道が狭まるのではないかと危惧していたところ、あにはからんや定員割れの状態が続いております。

統合前の両校生徒の出身地を見ると、茨城県のほうから茂木、氏家、喜連川、高根沢町と多

くの地域から生徒が集まっていたはずであります。それがいかなる理由から烏山高等学校に目を向けなくなってしまったのでしょうか。特に、魅力もない、特徴もない、さらに大学進学に向かないと見られているのでしょうか。

募集定員割れの状況が今後も続けば、近い将来、募集定員の削減は必至であります。以前申したとおり、烏山高等学校の衰退は那須烏山市の衰退につながるものと存じます。以上からして、市長はこの状態を見過ごすことは許されないと思います。このことから、いかなる方策をお持ちかお伺いしたいと思います。

次、烏山高校生中途退学の実態についてお尋ねをいたします。希望を抱いて烏山高等学校に進学しながら3年間の就学期間を待たずに中途退学する生徒が県内の公立私立高校合わせて約1,400人、率で2.5%あるそうであります。県教育委員会では、中途退学の未然防止に取り組んでいるものの、その成果が思うように上がらず、県内の中途退学率は全国ワースト3位の不名誉な位置にあります。

今、本年3月卒業の県内中学生の高校進学率は98.5%にのぼり、今や中学生のほとんどが進学の道を選んでおります。しかしながら、高校生活に順応できずに中途退学とあつては先生方も父兄もまことに残念な思いがあるはずであります。退学原因の1つに、中学校生活3年間で明確な目的意識を持つことなく、周囲の雰囲気押し流されるように進学する生徒が多数いることが原因かと存じます。そこで、本市内唯一の烏山高等学校でも中途退学者が出ているのでしょうか。おわかりでしたらこの実態についてお伺いいたします。

次の質問項目に移ります。3項目目は奨学金給付制度についてであります。平成20年度から始めた本市の奨学金給付制度の実績につきましては、例年決算書にあわせて提出されます行財政報告書に記載されているところであります。それによりますと、平成20年度から本年度までの6年間に給付の対象となった学生は高校生26名に600万円、短大生5名に200万円、大学生24名に1,320万円、合わせて55名の学生に2,120万円の奨学金を給付しております。

その中には、既に卒業を迎えた学生がいるはずであります。ところで、過日の新聞報道によりますと、日本学生支援機構が貸し出した奨学金のうち、返済期限が過ぎた未返済額はおよそ880億円で滞納者は33万人とのこととあります。返済できない理由は、景気の悪化や非正規雇用の広がりがあるとされております。本市奨学金は返済の必要はありませんが、受給者の現状はいかがか。次の2点をお伺いいたします。

まず、1点目、受給者の卒業の進路並びに生活実態等について教育委員会は追跡調査をされているのでしょうか。給付目的は有能な人材の育成にありますが、卒業後、安定した職業につき、社会貢献されているか。そして、給付効果が上がったか否か。奨学金として公金を支出し

ている教育長には検証する義務があると存じますので、いかがでしょうか。

2点目、大学生などに奨学金を貸し出しています日本学生支援機構では、適格認定審査をこれまで大学側に任せていましたが、審査を厳格にするため、支援機構が学生の成績を取り寄せ、みずから認定審査を行っているそうであります。本市では厳しい財政ながら、基金を創設し、学生を支援している事情からして、奨学金の給付は真に必要な学生に渡さなければならぬはずであります。給付の判断に本市では選考員が学校長の成績証明書等書類審査により判断されているようでありますが、現在の審査方法を変える必要はないでしょうか。以上、この2点お伺いいたします。

次の項目、公金の未収金徴収対策についてお伺いいたします。本市の市税徴収率は県下最下位を続けていることを市長はいかに受けとめているか、まず、このことについてお伺いしたいと思います。

市長御存じのとおり、過日の新聞報道によりますと、県内全体の市町村税の徴収率は3年連続上昇し、平成24年度徴収率は滞納繰越分も含め90%に達したと報じられております。しかしながら、その基準の中で那須烏山市は対前年0.8%下回る66.2%の徴収率で、県下26市町の中で群を抜いて最下位であります。

この記事を目にした市民はいかに感じたことでしょうか。市税徴収率の問題は今に始まったことではなく、合併以来最下位の不名誉な記録は脱却できないまま今日に至っていることも、市長、御存じのとおりであります。栃木県全市の徴収率は99%でも、全国順位でワースト3位のことから、本市の徴収率66%は全国の市町村数1,742ある中で最下位に位置するものと推測しているところであります。

合併前、旧南那須当時にも多額の未収金を抱えておりましたが、その当時は温泉ホテルが滞納の元凶であるごとく答弁されておりました。そして、合併後はゴルフ場の滞納さえなければ徴収率は上がるとのことでありました。ならば、ゴルフ場の大口の滞納整理に、大谷市長はこれまでにいかなる方策をとられたのでしょうか。

例のゴルフ場滞納金は平成25年度に不納欠損処分により滞納から落とすこととしたそうでありますから、それで徴収率は県平均の90%に到達するものかと存じます。県下の他市町村でもホテルとかゴルフ場を多数抱えていることであり、大口未納が発生しているはずであります。それを出納閉鎖までに徴収し、滞納繰越にならないよう何らかの徴収努力をされているものと推察しているところであります。

本市の滞納繰越額は国民健康保険税、水道料等を含め合併当時、13億9,000万円であったものが、平成24年度決算によれば、18億円に膨れ上がっております。さらに、合併後の累積不納欠損金は4億4,000円にのぼります。すると、合併後、毎日15万1,000円

ずつ公金の徴収を断念している計算になります。

大谷市長には元有名企業の部長職を務められておりましたことから、申しますが、もし、企業にこれほどの売掛金と回収不能金が発生したとするなら、健全経営どころか倒産にまで追い込まれるものと存じます。このことから、大谷市長には企業経験を公金徴収に生かしていただきたいと強く念じているところであります。

本市では、県下でも自主財源率が最下位グループにある中で、公金徴収にはさらに危機感をもってあたるべきと存じます。大谷市長には間もなく市長2年目の任期満了を迎えようとしておりますが、滞納繰越額18億円を抱え、さらに8年間の累積不納欠損金4億4,000万円の発生をいかに受けとめられているか、お伺いをいたします。

次、市税以外の公金徴収率についてであります。県内各市町に比較し、本市の徴収率はいかなる位置にあるかお伺いしたいと思います。市民等から市税及び使用料を徴収するにあたりましては、地方税法または条例に基づき所得、資産等の有無によりなど、その状況に応じ、公平に負担をお願いしているところであります。また、賦課の後、災害または貧困に陥った者に対しては減免措置があります。事実、東日本大震災でも市税、国民健康保険税、上下水道料とさらには医療費まで、合わせて6,300万円ほど免除しております。

以上からして、賦課した税金等を徴収できないはずがないと考えておりますが、現実にはほとんどの課が滞納を抱えているようであります。本市の徴収率は県下最下位であることは承知しておりますが、決算書の中で滞納繰越となった公金は、一般会計の中で税を除き保育料、住宅使用料等8項目で1,820万円ほどあります。特別会計の中でも国民健康保険税、介護保険料、上下水道料と7会計、合わせて2億7,900万円の滞納を抱えておりますが、これらの徴収率は県下26市町村の中でいかなる位置にあるか、おわかりでしたらお伺いしたいと思います。

最後の質問になります。学校給食についてであります。このことにつきましては、先ほど板橋議員も同様の質問をされまして、教育委員会のほうから詳細な説明をいただいているところでありますが、私は私なりに、また、同じような質問をさせていただきたいと思っております。

本市が学校給食を提供している米飯の異臭問題につきましては、下野新聞だけでも大きな見出しで6回報道されていますことは御存じのとおりであります。その新聞報道があった後、議員全員協議会の中で、教育長から陳謝と異臭原因究明中であるとお話がありました。その際、私から4点ほど質問させていただきましたが、その後、新たな疑問点が生じたことから、今回の一般質問の中に加えたものであります。

市内小中学生向けの給食につきましては、学校給食法の規定に基づき給食施設の設置及び管理に関し定めていることは教育長御存じのとおりであります。その法律条文第9条の中には、

学校給食の適正な衛生管理を図る上で必要な基準、学校給食衛生管理基準が定められております。

さて、今回問題となった米飯の異臭原因調査につきましては、本市と大田原市、那須塩原市の教育委員会関係者が合同で、問題を起こした米飯納入業者である栃北給食炊飯協同組合の調理室で3回にわたり試食したところ、味やにおいに全く問題はないとの見解であったそうです。米飯は調味料等を加えて仕上げるものではありませんから、原因が米にあるか、水にあるか、または炊飯に使用した器具にあるか、原因究明はすこぶる簡単なはずであります。異臭問題は6月3日に始まって以来、3カ月が経過した現在もその原因がつかめないと、米飯業者が真実を隠しているためではないかと疑いたくもなります。

まず、水であります。業者が自家用水を使用していたとは驚きであります。使用水はくみ上げた後、当然ながら塩素ガス等により滅菌したと思われませんが、私の元水道担当職員の経験から申しますと、塩素ガス注入量が基準を超えてしまいますと、水の中に残留塩素が多量に残りまして、その水で炊いたご飯にまで塩素ガスのにおいが残ることがあります。これは私も事実経験しております。米飯業者は残留塩素量を毎日測定し、記録に残すことを義務づけられているはずでありますから、このことが異臭原因なら、直ちに解明できたはずであります。

すると、原因は米にあるのでしょうか。米の保管庫が50度に上がっていたそうですが、学校給食衛生管理基準では、米の保存温度を15度以下と定めております。それをなぜ高温のまま放置していたのでしょうか。食材管理がずさんとしか言いようがありません。

そこで、次の4点をお伺いします。まず1点目、最も疑わしいのは米ではないかと思われませんが、原因究明のために異臭のあった米飯を保存すべきであったと思いますが、大田原、那須塩原市教育委員会でも保存しなかったのでしょうか。

2点目、今回の異臭原因に使用した米が安価な古米等品質の落ちたものとは考えられなかったのでしょうか。

3点目、学校給食の目的の1つに、地元の食材を活用し、子供たちに郷土への愛着を育てることにあります。そこで、米は地元産コシヒカリを給食に使用していると聞きますが、ならば本市教育委員会では品質を何等米に指定されているのでしょうか、お伺いします。

4点目、給食食材のほとんどを県学校給食会に任せているようですが、それで食材の安全が確保できるのでしょうか。教育長、御存じのとおり、インドでは去る7月、学校給食を食べた児童が食中毒症状を起こしまして、23人が死亡、多数が重体と報道されております。日本国内でもスーパーの食品に異物等を混入する事件が発生しております。

学校給食の食材は購入してから調理し、児童生徒に届くまでにはさまざまな人間がかかわるわけでありまして、その中に1人でも異常な者がいるとするなら、大勢の子供たちが被害に遭

うこととなります。このことからして、給食食材安全のためにいかに対応されているか、お伺いします。

以上、5項目、17点にわたる第1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤雄次郎） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（佐藤雄次郎） 休憩前に引き続き再開します。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは16番中山五男議員から、東日本大震災の対応策についてから学校給食について、大きく5項目にわたります御質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、東日本大震災の対応策についてお答えをいたします。被災額の調査結果について御報告をいたします。住宅損害等の個人所有財産の被災額は、ことし7月31日現在で約49億5,300万円であります。一昨年12月の報告より5億4,800万円増加いたしております。

内訳を申し上げます。全壊66棟、13億2,000万円、大規模半壊17棟、8,500万円、半壊118棟、3億5,400万円、一部損壊3,194棟、31億9,400万円でありまして、一昨年12月から大規模半壊1棟、半壊6棟、一部損壊525棟の増加であります。

なお、損害額の算出基準は一昨年12月と同様に全壊家屋1棟当たり2,000万円、大規模損壊が500万円、半壊は300万円、一部損壊は100万円でございます。企業の損害額であります。富士見台工業団地内の企業等が昨年12月と変わらず、6億2,000万円であります。被災工場等敷地復旧工事助成金は企業対象が1社増えまして1億4,664万5,470円あります。これは約1億2,500万円増でございます。そのほかの商工業者の被害につきましては、商工会でも追跡調査しておらず、新たな情報はございません。

公共施設では、災害復旧費用として計算いたしますと、建物や観光施設、文教施設など59カ所あります。1億8,587万8,728円あります。また、解体、建てかえとなる自然休養村、観光物産センター、いかんべ記念館、学校給食センター、南那須武道館等の被害見積額は9億9,300万円でありまして、合計11億7,887万8,728円あります。

そのほか、上水道施設の配水管漏水修繕費が27カ所、1,300万2,150円、配水場施設修繕等が8施設、566万2,650円の合わせて35カ所、1,866万4,800円でご

ございます。

簡易水道施設は漏水修繕1カ所、348万6,000円であります。

市道でございますが、災害復旧事業といたしまして、道路維持応急作業31カ所、399万9,450円、国庫災害復旧事業11カ所、9,063万6,000円、市単独災害復旧事業127カ所、8,435万3,850円、合わせまして169カ所、1億7,898万9,300円であります。

農業関係では、一昨年12月と変わらず、農作物が3,886万6,000円、牛舎堆肥施設等は1億2,750万円、合わせて1億6,636万6,000円あります。農地農業用施設は災害復旧費用といたしまして32カ所、8,778万円あります。

次に、山林の被害であります。林道が4カ所、1,085万円、山林が4カ所、165万円で、県の治山工事に係る被害額7億円とあわせまして合計7億1,250万円あります。そのほか、県管理施設4カ所、約8,500万円、JA那須南施設、16カ所、約6,800万円は、一昨年12月と変わりありません。以上、市が把握している震災の被害額は合計82億1,931万298円でございます。

次に、被災者に対する支援策と支援実績についてでございます。初めに、被災者生活再建支援制度についてであります。国では、被災者生活再建支援法に基づきまして、大規模半壊以上及び半壊、解体等の世帯に生活支援金を支給いたしております。この制度に基づく基礎支援金が106件、9,775万円で、加算支援金が95件、1億5,012万5,000円で、合計2億4,787万5,000円あります。基礎支援金の内訳は、全壊、半壊、解体等95件、大規模半壊11件でありまして、加算支援金の内訳は建設購入63件、補修23件、賃貸9件であります。

次に義援金でございますが、日本赤十字社から配分された義援金のほか、日本政府を通じた義援金、とちまる募金、那須烏山市に寄せられた義援金等を合わせまして、全壊等91世帯、半壊88世帯、重傷者2名、全壊と重複しているのが1ございます。避難勧告1世帯の合わせて181世帯に配分いたしております。1件当たりの配分額は全壊等世帯が150万7,008円、半壊世帯73万8,504円あります。

次に、半壊及び一部損壊世帯で住宅復旧工事をした世帯を対象とする災害復旧等支援制度による支援金は、7月25日現在、2,536件、2億5,095万円あります。

次に、被災をいたしました住宅の補修や建設、購入のための借入資金の利子の一部を補給する住宅再建等資金利子補給制度は平成23年度が31件、30万873円で、平成24年度は47件、127万2,520円、合計77件、157万3,393円あります。

次に、定住支援の一環といたしまして、二次被害のおそれがある擁壁やのり面の復旧工事を

助成する被災宅地復旧工事助成金制度の助成は28カ所、9,099万1,000円であります。また、住宅団地内被災道路復旧工事助成金では、こぶし台、こぶしヶ丘ニュータウン、大金台団地、ひばりヶ丘団地、コスモス団地、鴻の台ニュータウン、白金台団地の6団地に合計1,481万3,000円を助成いたしております。

次に、教育、保育関係の支援では、県被災児童生徒就学支援等事業費補助金がありまして、半壊以上の世帯の児童、生徒の保護者を対象に学用品費、給食費、修学旅行費等を支給いたしております。平成23年度の本市における支給額は児童生徒40人に305万8,000円、平成24年度は32人に277万5,000円で、合計583万3,000円であります。

また、同様に被災幼児就園支援事業では、幼児1人の保護者に平成23年度14万6,000円、平成24年度3万5,000円の、合わせて18万1,000円を支給いたしております。そのほか、半壊以上の保育園児、幼稚園児の保護者世帯を対象に補助金を支給いたしました。支給額は保育園が2人、24万6,000円、幼稚園は4人、39万8,755円でございます。

生涯学習関係でございます。半壊以上の世帯を対象にB&G海洋センターのプール無料券を発行いたしました。

次に、住宅が半壊をした世帯及び震災で負傷者のいる世帯に見舞金を給付する災害見舞金制度では、半壊世帯74件、345万円、負傷世帯2件、4万円の、合計76件、349万円を支給いたしております。

次に、半壊以上の世帯を対象に賃金を貸し付ける災害援護資金では、平成23年度に8件、1,640万円、平成24年度には2件、600万円の合計2,240万円でございます。

次に、農業土木施設等につきましては、市単独災害復旧事業といたしまして、揚水機や水路等49カ所の災害復旧に合計996万円を補助しております。

次に、税等の減免であります。市県民税では、半壊以上の世帯150件を減免し、減免額885万1,100円であります。固定資産税は土地94件、家屋408件、償却資産2件の合計504件を減免をいたし、減免額1,165万4,500円であります。

国民健康保険は、保険税を全壊世帯で全額、大規模半壊、半壊世帯で5割減免いたしております。対象は82件ございまして、減免額は903万9,500円あります。また、国民健康保険の一部負担金免除証明書を80世帯、147件交付いたしまして、3,239件、1,696万2,238円を免除いたしました。

介護保険料であります。全壊世帯は全額、大規模半壊、半壊世帯は全額、または5割減免をいたし、減免額は平成23年度138件、356万6,900円、平成24年度は134件、261万3,200円の、合計618万100円でございます。また、介護保険利用者負担額

の全壊が全額、大規模半壊、半壊は5割を減免いたしております。減免額は、平成23年度16件、161万3,604円、平成24年度には15件、82万8,419円の合計243万7,023円であります。このほか、介護保険では、施設入所等食費、居住費等についても減免いたしております、12人に対しまして243万6,630円を減免いたしております。

次に、後期高齢者医療保険では、一部損壊以上の世帯に対しまして保険料全額を減免いたしました。減免額274件、1,047万9,700円であります。また、半壊以上の世帯を対象といたしました一部負担金等免除証明書63件を交付いたしております。

上下水道では、漏水に伴いまして上水道122件、簡易水道22件の合計144件で減免をいたしました。減免額は395万4,968円あります。下水道は、公共下水道6件であります。特定環境公共下水道13件、農業集落排水7件の合計26件で29万5,923円を減免いたしました。

なお、災害被災者への支援策に対する改善という御質問でございますが、先の東日本大震災では、非常に甚大な被害を受けておりまして、私といたしましては、行政としてでき得る限りの対応をしてきたつもりであります。しかし、いまだに災害支援金等の受け付けが続いておりまして、これらの支援を含めた検証はこれからさせていただきたいと思っております。今後、他の自治体の例も参考にしながら、改善が必要なものは見直しをしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、自然休養村施設の解体時期と跡地利用計画についてであります。自然休養村施設は平成23年3月の東日本大震災によりまして、施設本体が大規模に損壊したほか、敷地の地盤沈下、のり面周辺山腹の崩落など甚大な被害を受けました。このため、設計コンサルタント業者が危険度調査を実施をしますとともに、公有財産運用委員会や政策調整会議等において、今後の施設のあり方等を検討してまいりました。

その結果、復旧には莫大な費用がかかることや、施設全体が急傾斜地に位置し、再び同様の災害が起きた場合に安全性が確保できないことなどを考慮し、最終的に協議で廃止、解体の方針を定め、平成24年3月の定例議会において条例を廃止したところでございます。

条例の廃止から1年半が経過をする中で、これらの施設の解体時期でございますが、施設のほとんどが国、県の補助事業を受けております。解体するには、県知事に被害報告書等の関係書類を提出、県の担当職員による現地調査を実施した上で関係省庁への手続が必要となります。

これらの手続の進捗状況について申し上げますと、まず、農林水産省関係の補助を受けた自然休養村管理センター、こぶしの湯、ログキャビンにつきましては、平成24年1月に災害報告書を提出してから、何度か書類等の差しかえと県の現地調査を経て、ことし7月5日に最終版の災害報告書が受理され、手続等が終了したところであります。林野庁関係の補助を受けま

したくじら亭は、平成23年12月から災害報告にかかる資料提供を初め、ことし6月から7月にかけて県と林野庁が事前協議を行い、8月5日には災害報告書が受理されております。また、こぶしの湯、ロッジこぶし、こぶしの里遊歩道は、緊急経済対策事業といたしまして、施設整備を実施しておりますことから、国の手続が終了した8月に、県の市町村課に取り扱いを協議をしたところで、今後、総務大臣宛て施設の財産処分報告が受理されれば、手続は終了の予定であります。

これによりまして、施設の解体にかかる手続は終了しますが、その時期は南那須学校給食センターの財産処分の報告の例から推察いたしますと、長期間にはわたらず数カ月程度ではないかと考えております。市では、これらの手続が終了次第、直ちに施設撤去に向けて実施設計を行い、解体工事に着手したいと考えておりますが、付帯施設を含めると大規模な工事になりますので、工事完了まで多くの時間と費用を要するものと予想いたしております。

自然休養村の敷地でございますけれども、駐車場周辺の林間遊歩道、守山キャンプ場を含めまして6万9,157平方メートルでありまして、周辺は広大な保安林でございます。借地料は施設閉鎖後も地権者12名に対して年間165万円の借地料を支払っております。中山議員御提案の補助対象施設以外の駐車場等の速やかな原型復旧と返還であります。駐車場路面等の設備撤去工事の効率性、経費等を考慮いたしますと、一体的に工事を実施したほうが望ましいと考えております。

先ほども申し上げましたように、既に農林水産省及び林野庁の手続も終了し、先が見えてまいりましたことから、一体的な撤去の方針を進めたいと考えております。

次に、解体後の跡地利用であります。先ほども申し上げましたけれども、自然休養村は喜連川丘陵の尾根づたいの急傾斜地に立地しております。周辺の山腹も崩落状態にありますことから、再利用は難しいものと判断いたしております。このため、解体後は山林として復旧をし、地権者に返還をしたいと考え、既に平成23年12月には、地権者の説明会を開催し、全地権者から御理解をいただいているところでもございます。なお、市有地につきましては、安全性等も考慮した上で、慎重に検討してまいる所存でございます。

自然休養村は、本市にとりまして貴重な観光資源でございましたが、再建が難しい状況の中、解体の決断は非常に心苦しいところではございますが、国等の手続が済み次第、防犯、防災の面からも早急に対応したいと考えております。

次に、指定廃棄物処理場の選定についてお答えをいたします。栃木県の指定廃棄物最終処分場につきましては、昨年9月、国が矢板市塩田地区に設置すると公表いたしましたが、今年の政権交代によりまして、選定基準や手順が見直しをされ、ことし1月に環境副大臣が県知事や矢板市長に面会をし、これまでの取り組みを検証し、手法について検討することとなりました。

その後、県指定廃棄物処理促進市町村長会議及び副市町村長会議が開催されますとともに、指定廃棄物保管現地の調査も行われてまいりましたが、各県ごとの処分という国の方針に対する協議に終始してきたところでございます。

県内の8,000ベクレルを超える指定廃棄物はことし3月現在、1万3,936トン余りでございまして、御指摘のとおり174カ所に仮保管をされております。8,000ベクレル以下ではありますが、放射性物質に汚染された廃棄物も約3万4,522トンございまして、本市におきましても25.4トンが仮保管をされております。

指定廃棄物の最終処分につきましては、安全性を考慮して早期処理が必要なことから、平成23年11月には、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染の対処に関する特別措置法の基本方針が閣議決定をされておまして、各県における処理が盛り込まれております。政府はことし6月、福島県に対し再び県外の指定廃棄物の処分について見解を確認したところでございますが、最終的に福島県での処理は現実的でないという判断となりました。

このため、環境省では、早期の処理が必要なこともあり、県内1カ所に集約をした最終処分場を建設する方針としております。指定廃棄物の最終処分場は科学的根拠に基づき、技術的に安全性が確立をされておりますが、一般に不慮の事態や風評被害等が懸念をされております。設置に際しては、地域住民の理解と協力が欠かせません。近隣の住民感情から非常に難しい対応が必要になるものと考えております。

先週の27日には、県公館で第3回目の市町村長会議が開催されました。環境省では候補地の選定手順を説明した上で、国の責任において指定廃棄物の決着をつけることを明言をしたところであります。本市といたしましては、引き続き市町村長会議等での議論を進めますとともに、国の動向を注視し、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、県立高等学校への支援策についてお答えをいたします。県立烏山高等学校は本市唯一の高等学校であり、市の活性化に非常に重要であると認識しております。また、文武両道を目指して秀でた人材の育成を目指してほしいという考えは、現在も全く変わっておりません。そして、文武にたけた優秀な教師あるいは指導者の登用によって、優秀な生徒を育成し、名門校として名をはせるよう、県に対して要望を続けてきたところであります。

また、中学生や高校生、保護者等のニーズに対応し、生徒の希望に応じた柔軟な教育課程の編成、本市の地域性を生かした自然体験活動や文化、スポーツ、伝統、文化活動の充実、さらにはコミュニケーション能力の向上のためのボランティア活動の充実など、機会あるごとに提言をしてまいりました。クラブ活動等における市営施設の優先的な利用や生徒の通学にかかるバス路線の確保などの支援を行ってまいりました。

先のブロック市町村長会議におきまして、創造力あるいはリーダーシップに富んだ人材の育成のために中学、高校の6年間を計画的、継続的に教育できる中高一貫教育校として整備をするとともに、施設の充実について県知事に強く要望したところでもあります。

今後も本市のシンボルでもある烏山高等学校が魅力と活気を増し、地域とともに発展することを目指し、でき得る支援対策をしまいにまいりたいと考えております。

次に、募集定員割れへの対応策についてであります。現在、県の教育委員会では、現行の県立高校再編計画の進捗状況や成果等を検証するとともに、今後の望ましい県立高校のあり方について検討するために、有識者会議、これは県立高校再編に関する検討会を設置いたしております。ことし7月には、第1回検討会を開催をしたところでもあります。烏山高等学校は、県立高等学校再編前期計画により、平成20年に旧烏山高等学校と烏山女子高等学校が統合して誕生いたしました。入学志願者が1.0倍を超えない現状に有識者会議において再び再編計画の該当校として協議されるのではないかと危惧をいたしております。

再編により那須烏山市と周辺市町の生徒の就学機会が損なわれることになれば、活気あふれる600人の若者が市から消え、地域活力の源泉は大いに損なわれてしまいます。そこで、先の全員協議会におきましても説明をさせていただきましたけれども、市といたしましては烏山高等学校の志願者を増やすために生徒の通学支援対策を検討していきたいと思っております。

具体的には、市営バスの運行時間、ルートの見直し、バス通学の利便性向上を図るものもあります。既に関係機関等に協力を依頼しております。引き続き協議を進め、早期の実現を目指してまいりたいと思っております。

また、遠距離通学者への交通費負担を軽減するために支援制度を設けたいと考えております。今、全国の事例等を研究をしているところでもございまして、平成26年度から実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、中途退学者の実態についてであります。烏山高等学校に確認をいたしましたところ、中途退学者は平成22年が3人、率にして0.5%。平成23年には5人、0.9%。平成24年が1人、0.2%と報告を受けております。同校の教育相談の充実による生徒の理解や家庭との連携等に努めた結果、中途退学者は年々減少しているということでございます。

市の教育委員会におきましても、学校と連携をし、高等学校の中途退学者を1人も出さぬよう、生徒の進路選択と指導に全力を傾注してまいり所存であります。

奨学金制度につきましては教育長答弁とさせていただきます。

次に、公金の未収金徴収対策についてお答えいたします。まず、市税の収納率についてであります。中山議員御指摘のように、平成24年度の滞納繰越分を含む市税、これは国民健康保険税を除きます、徴収率は66.2%でございまして、前年度に引き続き県内26市町中最下

位と大変残念な結果でございます。この件につきましては、大口滞納等の大きな問題があるにせよ、実績といたしましてこのような事態になっておりますことは、まことに遺憾でありまして、納税をされております市民の皆様方を初め議会、企業、団体等の皆さま方に申しわけなく、心からおわびを申し上げたいと思います。

市といたしましては、昨年から南那須庁舎に収納対策室を設置し、また、職員を県税事務所派遣や徴収専門研修会に参加をさせて、徴収対策の高度化を進めてまいりました。徴収率の向上に努めておりますが、平成24年度決算では、まだ成果があらわれていない。このようなことでございます。

徴収率の低迷する主な原因は、先の全員協議会においても説明させていただきましたけれども、固定資産税の大口滞納が1つにございます。市税の調定額で45億円ございまして、この収入未済額は45億円の15億円あるということでございます。うち固定資産税の収入未済額が14億円、大部分を占めております。この固定資産税未収額14億円のうち、滞納繰越額が約13億円を占めております。しかも、大部分、この80%以上が数件の固定資産税の大口滞納によるものでございまして、徴収率を大きく引き下げる要因となっております。市といたしましては、差し押さえなどの滞納処分を行っておりますが、納税には至らず苦慮しているところでございます。

しかしながら、本年度に入りまして、滞納している事業者の売買成立に伴う固定資産税の一部納付や事業所の破産に伴う清算金の一部納税などがあり、大口滞納者で約6,500万円が納税されたところであります。このため、平成25年度末には、滞納繰越額が大幅に減るものと考えられますが、平成26年度の徴収率は10%以上向上するものと確信をいたしております。今後も市民の皆さまの納税意欲の低下につながらないように、徴収率向上のために最大限の努力を傾けてまいりたいと考えております。

その他の公金徴収率について御報告を申し上げます。公金の収納につきましては、債権管理条例をことし4月に施行し、条例に基づいて連携をした情報収集を図ることで、収納の向上に努めているところでございます。

具体的な徴収率でございますが、国民健康保険税の平成24年度徴収率は77.2%で、県内第3位であります。後期高齢者医療保険料の平成24年度収納率は99.2%、県内11位であります。介護保険料の平成24年度徴収率98.5%でございますが、県内の順位をデータが国から出しておりません。しかし、平成23年度には徴収率97.9%で県内第6位でありましたことから、平成24年度も県内上位の徴収率となっているものと考えております。

保育園の平成24年度保育料徴収率は98.01%であります。県内の順位を示すデータはございません。近隣市町、これは大田原、矢板、那須塩原、さくら、高根沢、那珂川町の状

況を確認いたしましたところ、最も徴収率が高かったのは99.7%、低かったのが94.3%でありまして、本市は7市中6位でございました。

公立幼稚園の平成23年度保育料徴収率は98.7%でありまして、県内に公立幼稚園がある3市町ですね、これは那須烏山市、那須塩原市、那珂川町のうち最高は100%でございました。本市におきましても、6月末現在の徴収率は100%となっております。

市営住宅の平成24年度使用料徴収率は、現年度分が完納で過年度分は55.82%、合わせて95.32%でございます。市有住宅の平成24年度使用料徴収率は現年度分が完納で、過年度分は18.94%、合わせて46.912%でございます。市営住宅、市有住宅の県内順位を示すデータはありませんが、平成23年度も現年度分は完納しておりまして、滞納者は年々減少しているものと考えております。また、過年度分の未納額も大幅に減っておりまして、徴収額は年々上昇しております。

水道料金の収納率につきましては、県内の順位を示すデータがございませんが、真岡市が平成23年度の状況を調査した結果がございまして、それによると、本市の収納率は県内14市の中で矢板市99.92%、さくら市99.49%に次ぐ3位の99.11%でございます。なお、本市を除く13市では、水道料金徴収業務を民間委託しておりまして、本市におきましても徴収業務の民間委託を検討しているところでもあります。

下水道使用料につきましては、県内の順位を示すデータがありませんので、県北の7市町、これは大田原市、矢板、那須塩原、さくら、高根沢、那珂川町を調査いたしましたところ、平成24年度、現年分の下水道料使用料収納率は7市町平均で99.36%で、本市は4番目の99.31%でございます。

学校給食については教育長答弁とさせていただきます。

私からの答弁は以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 私のほうから奨学金制度について並びに給食費について答弁をさせていただきます。

まず、奨学金制度でございます。本市の奨学金給付制度は、従来の貸与方式から基金の利子を運用した給付方式に変更し、平成20年4月から運用しているところであります。平成24年度までの6年間に給付した奨学金は、高校生26名、600万円。短大生等5名、200万円。大学生24名、1,320万円。合計55名、2,120万円であります。このうち、今年度分が500万円でございます。

まず、受給者の卒業後の進路でございます。既に卒業した受給者は高校生12名、短大生4名、大学生6名であります。このうち高校生12名のうち大学等への進学者は6名、市内へ

の就職者3名、市外へ就職された方3名となっております。短大生等4名は市内への就職者1名、市外への就職者3名であります。大学生は6名のうち、市内への就職者1名、市外への就職者5名であります。いずれも進学あるいは就職しており、給付効果はあったものと判断しております。今後とも皆様の御理解をいただき、経済的な理由により進学を断念あるいは変更せざるを得ない生徒や学生を支援してまいりたいと考えております。

奨学生の選考方法についてであります。本市の奨学生は高等学校長、中学校長、市会議員、副市長等の8名の委員で構成する奨学生選考委員会で選考しております。選考委員会では、本人が在籍する学校長の推薦書及び成績証明書、世帯の所得額や市民税等を証明する書面等を確認した上で審査し、奨学金を必要とされる生徒を選考しております。今後とも引き続き書面等による厳正な選考をしてまいりたいと考えております。

受給者には毎年度末、学校から成績証明書、小論文、そして所得証明書を提出していただき、資格を確認しているところでございます。なお、奨学金の主な原資となります国債運用による基金は、平成28年度末に満期を迎えますことから、今後、奨学金制度のあり方について調査研究を進める必要があると考えております。

続きまして、学校給食についてお答えいたします。栃木県学校給食会は学校給食の円滑な実施及びその充実、発展に努め、学校給食における食育の推進を支援し、広く児童生徒の心身の健全な発達に寄与することを目的として設立させた公益財団法人であります。

その業務には、牛乳分析検査、食品の細菌検査、成分規格検査、放射性物質検査、パン品質検査、パン、炊飯工場等、調理場等の拭き取り検査等の安全管理業務が含まれており、より専門的な立場で食品の安全に寄与しているものと考えております。

現在、本市ではニンジン、タマネギ、ジャガイモ等一度に大量使用する野菜類と、冷凍やチルド品、米飯、パンを中心に県学校給食会に発注しており、その他の食材は地元スーパーや取り扱い業者に発注しているところであります。

さて、給食の米飯に異臭が発生した際、全面的に供給を停止したために、児童生徒が食べるに至らず、異臭のあった米飯を保存食として保存する処置はとりませんでした。御指摘のように、原因調査等の観点からすれば反省点でございました。なお、大田原市教育委員会、那須塩原市教育委員会に確認いたしました。同じように、供給を全面的にストップしたために、保存食として保存する措置はとらなかったという答えを頂戴してございます。

また、米につきましては、栃木県学校給食会では、地元産コシヒカリの1等米を買い付け低温倉庫に保管して、精米時には品質検査を行い、精米後1週間以内に使用する運用をしており、管理態勢は厳格に行われていると認識しております。

以上のことから、現在の栃木県学校給食会の検査体制等を総合的に判断し、食材の安全性に

については確保されていると確信しているところであります。栃木県学校給食会に限らず、地元からの物資購入につきましても、重要なのは食材の安全確保であります。本市では毎週1回、独自に学校給食の放射性物質検査を実施しております。安全性の確保に最大限の努力をしております、今後も児童生徒の安全、安心に細心の注意を払い、学校給食を提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 時計を見たところ、わずか12分です、議長の特別な計らいでもない限り、12分で終わってしまうわけであります。それでは、12分の範囲内で何点か御質問させていただきます。

まず、東日本大震災の対応につきましては、先ほどの答弁でほとんど了解をいたしました。被災額は82億円ほどになると思っております。それに被災支援の実績につきましても、これはさまざまな方法を取りまして、至れり尽くせりとまではいかななくても、被災者の方々はそれなりに満足してくれたのかなと思っているところであります。本当に担当の職員の方々は御苦労さまでございました。

次に、休養村施設の解体の時期と跡地の利用なんですが、これは随分申請のスタートがおくれたんですね。こぶしの湯とかロッジ等については8月に県とやっと協議を始めた。許可までにはまだまだ数カ月はかかるということであります。これは借地料の部分も、実は私、83万円ぐらいかと思いましたが、市長の先ほどの答弁によりますと年間165万円も払っているわけですね。そうすると、もう既に3年間だけでも500万円からの金をただで払ってしまった。そんな感じがしますので、速やかにこれは協議を終えて解体に向けてもらいたいと思っております。

さらに、跡地の利用については、もうあれは建物を建てることは全く不可能と思っておりますので、ただ、現地は山頂で見晴らしもよいところですよ。ですから、ツツジとか樹木類を置いた自然公園にでもするのが一番適当なのかなと思っているところであります。これは答弁は結構です。

指定廃棄物の処理場の選定であります。これは私、もうちょっと市長のほうから本市のこうあったのがいいというようなことですね。何か本心を聞けるかと思いましたが、私の質問に対しましては期待される答弁にはほど遠い感じがいたしました。しかし、大谷市長がここで処分場選定について提案をしたり、本心を明かしたりしますと、たちまちあすの新聞に取り沙汰されまして話題となります。そのようなことから、大谷市長、きょうの答弁では、当たらずさわらず慎重な対応をしたのかなと思っております。

しかし、那須烏山市は絶対に受けるわけにはいかないという、そう固くお断りすることもできないのではないかと私は思っていますよ。先ほど申しましたように、栃木県内のどこかにつくる。そうしますと26分の1の義務はありますし、25トンもの廃棄物が今、堆積されているわけですから、そういう面から慎重にこのことを進めていただきたいと思います。この点についてだけ市長、何か言い残したようなことがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 繰り返しになりますけれども、先週の27日には第3回の市町村長会議が行われまして、その席上で、国の副大臣は国の責任において指定廃棄物の決着をつけると、このように明言をしておりますので、今後は国の動向等を慎重に見守りながら対応していくべきと考えております。

○議長（佐藤雄次郎） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 大谷市長にとっては、これは重大な問題ですが、ひとつよく協議をしていただきたいと思います。と思っています。

次に、烏山高等学校の問題なんですが、私、やはり烏山高等学校は那須烏山市立烏山高等学校と、そう思うぐらいもっと真剣に烏山高等学校については支援の手を差し伸べる必要があるのではないかと考えています。といいますのは、本市内に烏山高等学校の同窓生、在校生などを合わせて私は何名いるかわかりませんが、ほとんどの家庭にはそういった関係者がいるのではないかと考えておりますので、これはもう人ごとじゃない。もう市長にとっても、本当に真剣に取り組んでいただきたいと思います。これはもう少し、烏山高等学校を紹介するようなことを市の広報の中で載せていただきたいと思います。今、何もありませんね。もうちょっとそういった面で広報担当の課長、お願いしたいと思います。

さらにこれは、中学生と烏山高校生との間で交流の機会、これ、教育長、例えば烏山高等学校の体育祭とか文化祭、そういうようなときに本市の中学生を参加させるというような方法をとっていただいて、中学生のうちから烏山高等学校に親しめるような身近な高校になるように、思えるように努力をすべきではないかなとそう思っておりますので、ひとつぜひ検討いただきたいと思います。と思っています。

それに中途退学ですね。私の予想よりも少ないことには驚きといいますか、感謝しているところでもあります。

次に、奨学金であります。ただ、この中で1つ言いたいことは、奨学生の選考委員の中に議会議員が含まれているというのは実は知らなかったんですね。これは次回の委員会から、議員は入らないほうがいいのではないかと私は思っております。なぜなら、奨学金の選考というのは市の執行権にかかわるような問題ではないかなと私は思うんですよ。

これ、過日、1カ月、もうちょっと前だったですか、議員全員協議会の中で市長に対する諮問機関、この委員についても議会議員は遠慮するというので、市長のほうにそれは申し伝えてあります。そのようなことから、この選考委員の中からこの議会議員は除いたほうがいいのではないかなど、そういう感じを持っていますので、御検討いただきたいと思っております。

次に、未収金の問題ですね。これももう私、今まで何回か申し上げまして、もう再質問しても仕方がない。ただ、市長の指導力が欠けているのか。または、職員の資質、やる気がないのか、いずれかだと思っています。そう思っています。また、これは私の後、平塚議員からもこの問題が出ますので、そこにバトンタッチをしようと思っております。

次に、学校給食で……時間が3分しかないですね、これは何点か言いたいことがあったんですね。教育長、さっき言いましたね、米穀類というのは保存温度を15度Cと定めているんですね。ところが、米飯業者はなぜ50度Cにも上がってしまったのをそのまま放置しているのか。ずさん極まりないと私は思っているんですよ。この温度管理の記録というのは多分あったはずですよ。それにこの水の残留塩素、これ、記録したはずでありまして、これは担当課長かどなたかが記録を見たのかどうか。これは見れば、この辺のところは十分原因というのはつかめたはずではないかと思っています。

それで、1つお伺いしたいのは、学校給食会とはどのような組織なのか。食材のほとんどをこの学校給食会のほうにお願いしているようですが、実際に、このようなずさんな業者を学校給食会では米飯給食の業者に指定しておくということは、何かどこかやはり抜けているところがあるのではないかと思います。この辺のところは市長、いかがお考えでしょうか。この点についてだけお伺いしたいと思います。失礼しました。これは教育長が。

○議長（佐藤雄次郎） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 栃木県学校給食会は昭和32年、学校給食を県内一円に公正公平に、そして子供たちの健康の安心、安全を図るべく、一括購入、しかも安価に、そして新鮮に子供たちの手元に届けるというような趣旨で設立した団体でございます。したがって、私どもあるいは他市町村も一括購入し、しかも廉価で品質のいい食材を提供していただけると、しかも恒常的に、しかも大量に、そういうような観点から、私どもは栃木県学校給食会を信頼し委託をしているところでございます。先ほど答弁したとおりでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 米飯、これほどずさんな管理をしていた米飯提供業者は何と言いましたっけね、大田原にあるんですが。あの業者をなぜ継続して、これからも頼まなければならないのか。私はちょっと疑問に思っているんですが、その辺のところ、簡単にお願います。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） こちらにつきましては、今回については疑問とされた点が全て改善されたということが1点でございますが、それ以外については地区割の関係、これまでの歴史的な経過等々がございます、そういった経過でここを復元して、再度示しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 議長、少々時間がオーバーしてしまいました。まことに申しわけありません。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、16番中山五男議員の一般質問は終了いたしました。心残りがあると思いますが、ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時08分

○議長（佐藤雄次郎） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき17番平塚英教議員の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 17番平塚英教でございます。議長の許可を得ましたので、発言通告に従いまして質問をしてみたいと思います。執行部におかれましては、明確でそして前向きな御答弁をお願いしたいと思います。

まず初めに、JR烏山線の沿線活性化、駅周辺整備についてお尋ねをいたします。本年8月1日からJR烏山線の烏山駅がみどりの窓口業務の廃止、大金駅が無人化されました。突然の運営変更により烏山線を利用されている市民だけではなく、那須烏山市の多くの市民がショックを受けとまどっているのが現状ではないでしょうか。

特に、証明書の提示を必要とする学割定期券の入学や進級等の年度切りかえ時の購入、障がい者手帳の提示が必要な割引定期券の購入については、宝積寺に行って手続をしなければならず、大変不便になったと聞いております。

また、来年から国内発の蓄電池駆動電車の導入が予定されている中で、烏山駅、大金駅、仁井田駅、そしてそのホームの改修、さらに大金駅から小埴駅間の安全のさらなる向上のために降雨防災対策等を図るとのことですが、その改修内容がどのようなようになるのか。また、どのようなスケジュールを持ってこれらの工事が進められるのか。今後の予定を伺うものであり

ます。

このような変革期の中、JR烏山線の利用者が年々減少している状況下にある中で、いかに利用者の利便性の確保と本市全体での利用向上対策を図ることが今最も強く求められております。このような事態、状況を受けて、JR烏山線沿線整備観光振興対策検討委員会も含めて、本市全体での烏山線利用向上対策を図るよう求めますが、市当局の対策や今後の進め方について説明をいただきたいと思います。

次に、大口滞納対策について質問いたします。2012年度の県内の市町村税徴収率（滞納繰越分を含む）が報道になったわけでありますが、本市は中山議員の質問のとおり、66.2%の徴収率で県平均の90%を大きく下回っております。前年度に引き続き県下一悪い結果となっております。

ちなみに、県下トップはお隣の高根沢町であり、本市との徴収率格差は30.1%にも広がっている状況であります。本市は大口滞納者を多数抱えており、これらを放置することは、市民の納税意欲を大きく減退させることとなります。これらの問題解決も含めて、本市は今後どのような徴収率向上を目指すのか、その対策についていま一度説明を求めるものであります。

次に、その大口滞納問題を抱えた当該業者が国、県、市の滞納額のうち一部納入をしまして、本年4月に国、県、市とも差し押さえを解除して現在に至っております。残余の滞納額につきましては、不納欠損処分手続を図るということではありますが、これはどのように進めるのか、説明をいただきたいと思います。その結果、本市徴収率の向上につながるのはいつの時点かも伺いたいと思います。

元ゴルフ場用地を相対取引で買収した外資系会社がメガソーラー事業を展開するとのことでありましたが、その後、本市に対して具体的な働きかけはあったのかどうか、伺うものであります。

メガソーラー事業を誘致企業の一環として本市では推進しているのが実情であります。これらの事業内容に問題がなければ、メガソーラー事業がスムーズに展開されるように市行政としてもできる限りの支援を図っていただきたいと考えますが、市当局の考え方をお示しいただきたいと思います。

また、那須烏山市の豊かな自然の恵みから産業と雇用を創出し、地域を再生するプロジェクトをコンセプトに、関東で唯一厚生労働省の実践型地域雇用創造事業の対象地域に本市が選定され、本市の那須南森林組合烏山支所内に市地域雇用創造協議会事務所が開設されております。協議会は本市や経済、農業団体、森林組合など12団体で構成し、里山環境と木材を活用した分野、農産物を活用した分野を重点にプロジェクト展開するとのことでありますが、具体的にはセミナーを中心にIT戦略の取得などを行う雇用拡大メニュー、ビジネススキルなどを身に

つける人材育成メニュー、求職等への情報提供で就職者を創出する就職促進メニューのほか、農林産物の商品開発で新たな産業を立ち上げる雇用創出実践メニューに取り組み、2015年度までに123人の雇用創造を目指すとしております。事業費は2015年度までの3年間で1億3,000万円とのことでありますが、この事業の今後の具体的な運営方針と本市としての対策を伺いたいと思います。

また、実践型地域雇用創造事業は、里山環境と木材、農産物の活用を重点分野にプロジェクト展開するとのことでありますので、そのためには林業活性化が欠かせないわけであります。本市内の林道整備を初め、森林の有効活用を進めていただきたいと考えますが、市当局の答弁を求めるものであります。

次に、中央公園整備について質問をいたします。平成25年度は本市総合計画後期計画に位置づけられております各種施策実現のために各課横断的なプロジェクトチーム及び検討委員会等を立ち上げて、積極的に取り組むことにするというところで、計画実行の年と位置づけて、市民の皆さんとともに知恵と協働によるまちづくりプラン11プラス2を立ち上げるとの方針で進めておりますが、その一番最初に掲げられているのが中央公園整備検討委員会であります。

中央公園整備検討委員会を設置して、中央公園と周辺整備の検討を進めていくということですが、検討委員会は既に設置されているのかどうか。また、そのメンバーはもう既に選出されているのかどうか。どのような選出がされたのかどうか。中央公園の面的な整備を図るには、まず、中央公園を貫く道路整備が欠かせません。泉町交差点から中央公園を経由して鍛冶町に至る道路整備を進めていただきたいと考えますが、市当局の御回答をお願いします。

さらに、総合健康管理センターにつきましても、これは昭和56年3月に広域行政事務組合の施設として建設され、広域行政事務組合立の準看護学校として利用されてまいりましたが、平成22年3月には準看護学校が廃止され、現在は那須烏山市として介護認定審査会場、くれよんクラブに活用し、また、南那須医師会の事務局がこれを利用している状況にあります。

平成13年度からは総合健康管理センターの維持管理費は全額那須烏山市が負担しており、広域行政でも本市への移管が必要との問題提起がされているところであります。同センターは築後32年を経過しており、老朽化も免れません。耐震診断を実施して利用目的にふさわしい建物に改修し、あわせて中央公園の福祉ゾーンとして同時に整備検討を図ってはいかがかと提案いたしますが、市当局の考え方を伺うものであります。

次に、市街地の集中豪雨流末処理対策について質問をいたします。ことしの夏は記録的な猛暑が続き、いまだかつて体験したことのないような局地的な豪雨が全国各地に発生し、甚大な被害をもたらしている状況下にあります。地球温暖化による異常気象により、いつ局地的な集中豪雨がどこに降るのかわからない状況の中で、これからいよいよ台風シーズンであります。

本市におきましても、このような集中豪雨にいつ襲われるかわかりません。このような局地的な集中豪雨に対する防災の備えが必要であります。その対策は十分図られているかどうか、お伺いをするものであります。

特に、烏山市街地に降りました雨水排水の流末処理対策といたしまして、その河岸段丘の下にある城東地区、表地区、初音地区等の雨水排水の流末処理対策としての水路の整備を徹底して進められたいと考えますが、御回答をお願いしたいと思います。

最後に、社会保障改革に関するプログラム法案要綱原案の問題点について質問いたします。安倍内閣は8月21日、公的介護、医療、年金、保育を全面改悪するプログラム法案の骨子を閣議決定いたしました。

法案の骨子では、介護保険につきましては、①要支援者を介護保険給付から外す。②一定以上の所得のある方の利用料金を引き上げる。介護施設から要介護1、2の方を締め出す。③施設の居住費、食費を軽減する補足給付を縮小するなどの改悪を列挙し、平成26年度通常国会に法案を提出し、平成27年度をめどに実施したいと考えているものであります。

医療の分野では、70歳から74歳の患者負担、現行1割を2割負担に引き上げることを平成26年度から実施する構えであります。さらに、医療費削減のために、病床機能分化などを理由にして、病床数を抑制するシステム法案を提出する予定であります。さらに、平成27年度通常国会には、国民健康保険の運営主体を都道府県へ移行することを検討しており、紹介状なしで大病院を外来受診する際の患者負担増を行うという内容もあります。

年金は支給額を毎年減らすマクロ経済スライドの確実な実施や、公的年金等控除の縮小、保育の分野では、公的保育の責任を投げ捨てる新システムや株式会社参入を促進する待機児童解消加速化プランの着実な実施をうたっております。

このように、プログラム法案の骨子は、国民に対して負担増と給付削減を押しつける重大な内容のものであり、消費税増税と一体化で進めるものであります。消費税増税が社会保障充実のためという一体改革論のまさにうそが明白であります。

政府は介護については平成26年度、医療については平成26から平成27年度、改悪法案を提出する日程を盛り込み、ことしの秋、臨時国会にこのような手順を明記したプログラム法案を提出する方針であります。負担増と給付削減の社会保障の一体改悪路線では、社会保障の再建、充実は不可能であります。市長は痛みだけを押しつけるような内容に反対し、国の責任で社会保障の再建充実が図れるよう強く求めることを訴えまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） ただいまは17番平塚英教議員から、烏山線沿線活性化、駅周辺整備

についてから社会保障改革に関するプログラム法案要綱原案の問題についてまで、大きく6項目にわたりまして御質問をいただきました。その順序に従いましてお答えをいたします。

まず、第1番目の烏山線沿線活性化と駅周辺の整備についてお答えをいたします。JR烏山線は大正12年4月15日の開業以来、地域住民の足として重要な役割を果たしておりますが、モータリゼーションの進展と道路網の発達、宇都宮等市街地の拡散化等による通勤、買い物客の自動車利用者の増加、さらには少子化による通学者の減少等の要因も加わり、利用者は年々減少いたしております。

東日本旅客鉄道株式会社では、経営環境の変化を踏まえまして、現在、駅の運営体制の見直しを進めております。烏山駅では御指摘のように、窓口での乗車券類発売を終了し、改札、集札、案内等を業務委託をいたしました。大金駅では無人化等により、この乗車券類の発売を終了したところであります。

また、来春には、国内初となりますEV-E301系蓄電池の駆動電車が運行開始をすることもあり、今回の駅の運営体制の見直しの中で、烏山駅、大金駅及び仁井田駅の駅舎改修を予定いたしております。駅舎改修につきましては、今年度中の完成を予定しておりまして、駅舎は現在より縮小されますが、待合スペースは現在と同等、もしくはそれ以上を確保する見込みであります。また、トイレの新築も予定されております。本市では、烏山駅舎を貴重な歴史的遺産と位置づけているために、ドーマー窓など旧駅舎をほうふつさせる駅舎にしてほしいと要望してまいりましたが、その実現困難との回答でありました。現在のところ、設計の概要は示されておりませんが、東日本旅客鉄道株式会社では、9月中には市と協議をしたいとのことでございます。

このような中、市では利用者の利便性を確保するために、東日本旅客鉄道株式会社に対し、増便、ダイヤ改正等の要望活動を継続するとともに、JR烏山線沿線整備及び観光振興対策検討委員会を主といたしまして、旧観光物産センター跡地利用事業、大金駅周辺整備事業、JR烏山線開業90周年市単独事業、花公園化事業、美化事業及び観光誘客PR事業の6つの事業を推進しております。また、東日本旅客鉄道株式会社大宮支社と連携をし、首都圏からの誘客が見込める事業の取り組みを推進し、利用向上を図ってまいりたいと考えております。

大口滞納につきましてお答えをいたします。まず、市税の収納率向上対策についてであります。中山議員の御質問にもお答えをしたところですが、本市の平成24年度の滞納繰越分を含む市税、国民健康保険を除きます、徴収率は前年に引き続き県内最下位であります。その主な要因は、これまで何度か御説明をしてまいりましたが、固定資産税の大口滞納者が数社あり、市税の収入未済額15億円、約80%がその数社によるためであります。

市では、平成24年度に収納対策室を設置し、職員を専門研修に参加させたり、県に派遣を

して、県と協働徴収したり、臨時徴収員2名を配置したりいたしまして、税収の徴収率向上に努めてまいりました。

固定資産税は1月1日現在で毎年課税をされますことから、大口滞納者の固定資産税未納額が毎年7,000万円ほど累積して増えており、その他の徴収で徴収率をカバーするには至らない状況であります。

大口滞納者の中で、平成25年度に一部納税された事業者や、倒産した事業所等について詳細を調査の上、地方税法に基づく不納欠損処分もやむを得ないと考え、本年度一部を処分をする予定であります。平成26年度には、徴収率が大幅に向上するものと考えております。

次に、元ゴルフ場用地買収事業者への支援であります。御指摘のゴルフ場跡地のメガソーラー事業につきましては、ことし6月、議会定例会の一般質問でも平塚議員から御質問をいただき、当時、事業者から具体的な事業計画が示されていない旨の答弁をしたところであります。その後の経過を申し上げますと、事業者からは森林を伐採する場合の諸手続や電力の送電ルート等の個別案件について相談を受けておりますが、現在においても具体的な事業計画は示されておりません。したがって、事前協議にも至っていない。このような状況下でございます。

市といたしましては、計画が示されれば、関係課が連携の上、関連法規に基づく許認可等について指導してまいりたいと考えております。なお、本市におきましては、那須烏山市サンライズプロジェクトや、企業誘致の一環といたしましてメガソーラー事業の積極的誘致を推進しております。

昨年12月には企業誘致及び立地を促進する条例の対象事業者に再生可能エネルギー関連事業を加えるなどの改正も加えております。当該事業者がメガソーラー事業計画を示し、関係法令等において問題がない場合は、条例に基づき積極的に支援をしてまいる所存でございます。

次に、実践型地域雇用創造事業についてお答えをいたします。まず、本市地域雇用創造協議会の運営方針についてであります。厚生労働省の実践型地域雇用創造事業につきましては、7月1日付で栃木労働局と事業委託契約を締結いたしまして、7月19日に那須南森林組合烏山支所内に事務所を開設したところであります。

本事業は、那須烏山市の豊かな自然の恵みから産業と雇用を創出して、地域を再生するプロジェクトを基本理念に、地域重点分野といたしまして、里山環境と木材を活用した分野及び農産物を活用した分野を想定いたしております。

今後の運営方法であります。4つのメニューに適したセミナー等を企画立案をして、栃木労働局、ハローワーク、さらには協議会委員の御協力を得ながら着実な実施に努めてまいる所存であります。

具体的メニューを申し上げたいと思います。第1に、事業主向けの雇用拡大メニューにより

まして、雇用機会の拡大を図りたいと思います。

第2に、求職者向けの人材メニューによりまして、求められる人材を育成し、求職者のスキルアップを図ってまいりたいと思います。

第3に、就職面接会の開催など就職支援メニューにより、雇用機会を提供したいと思います。

第4に、雇用創出実践メニューにより、里山環境や木材、農産物を活用した新商品を開発して、波及的な雇用機会の拡大を図りたいと思います。

これらの4つのメニューにつきましては、過日の雇用創造協議会において決定し、今月下旬から順次実施する予定でございます。議員各位におかれましては、本事業の成功に向け、情報提供、事業所紹介等、御協力を賜りますようお願い申し上げたいと思います。

次に、森林の有効活用について御質問がございました。林業界は長らく逆風に立たされておりました。法令の規制によりまして、木造建築が減少し、建築材としての需要が低迷したのに加えまして、安価な外国産材が流入して、林業家の収入は大幅に減少いたしました。

危険な重労働を強いられる林業現場におきまして、収入の減少は山への関心をそぐこととなりまして、その結果、林業従事者の高齢化と後継者不足が進み、山林の荒廃が進んできております。

そこで、国では大規模な製材、合板工場など木材供給施設の建設支援や法律的な流通ルートの構築によりまして、国産材の低コスト化、安定した良質な木材の提供に取り組むとともに、木材利用ポイント制度や公共木造施設整備に対する補助制度を創設するなど、国産材の利用拡大を推進しているところであります。

議員御提案の森林の有効活用は重要であり、そのためには事業の効率化と集積化が重要であると考えております。そこで、森林組合等の林業団体を中心に、森林経営計画の作成がまずは求められております。この森林経営計画は、平成21年に国が策定いたしました森林林業再生プランに基づきまして、現行の森林施業計画を見直し、集約化や作業の効率化を含めた森林経営計画としたものでありまして、計画作成の支援策といたしまして、森林整備活動支援交付金が設けられ、計画の準備や作業効率化のための既存作業改良等も補助対象となっております。

また、林業活性化に路網の整備は不可欠であります。路網には林道、作業道、作業路の3種類がございますが、恒久施設の林道は現在30路線、3万3,275メートルございます。作業道は林道と一体で整備をされ、伐採した丸太を木材集積場まで運搬するための道路で、作業路は木材を伐採するための作業機械の運行のための道路でございます。

これらの3つの路網をバランスよく効率的に整備することが必要でありますので、今後、県や森林組合等の関係機関と連携をし、本市に必要な路網を調査研究をしてまいりたいと考えております。

次に、中央公園整備についてお答えいたします。中央公園一帯には烏山体育館、烏山公民館、烏山武道館、烏山弓道場のほか、南那須地区健康管理センターがございます。いずれも利用頻度が高い施設でございますが、建築からいずれも30年以上が経過をし、老朽化、耐震性等において課題を抱えております。

このため、本年度の主要事業であります知恵と協働によるまちづくりプラン11プラス2に位置づけ、既存施設の再整備と周辺道路の整備を一体的に検討することとし、現在、職員で構成する中央公園整備検討委員会において整備方針等について検討を進めているところであります。

この中央公園は仲町、鍛冶町、泉町に隣接する昔ながらの市街地にありまして、那須南病院に徒歩で移動できる好立地にあることから、御提案の福祉ゾーンに加え文化・福祉ゾーンとして整備をする方向で検討を進めております。これは中央公園一帯に生涯学習関連施設が集約されているという歴史的背景を考慮した結果であります。

周辺道路につきましては、平塚議員御指摘のとおり、車両同士のすれ違いもままならない狭隘な道路であります。中央公園一帯の施設利用者や通過車両等に支障を来しておりますことから、中央公園整備検討委員会においてアクセス道路の整備についても検討を進めております。

具体的には、歩行者、自転車の通りやすい、さらには障がい者や高齢者も通行しやすいコミュニティ道路として、また、バス等の大型車が通行しやすく、災害時の避難道路としても対応できる進入路として整備を図るために、平成24年度から周辺の排水対策を含めた測量調査を実施いたしております。

南那須地区広域行政事務組合が所有いたしております健康管理センターにつきましては、平成23年度に実施いたしました耐震診断で、耐震改修が必要な施設となっております。今後の活用につきましては、南那須地区広域行政事務組合及び南那須医師会との協議が必要でございますが、文化福祉ゾーン全体の施設整備の中で検討してまいりたいと考えております。

中央公園を初め知恵と協働によるまちづくりプラン11プラス2における公共施設の整備につきましては、民間の資金やノウハウを活用するPFIの活用を視野に入れた研究も進めておりまして、過日、8月25日には外部講師を招いた職員対象の研修会も開催したところであります。

今後は、年度内に策定いたします公共施設再編整備計画、その他の公共施設整備計画と連携し、整備方針やPFIを初めとした手法等について検討してまいり所存でございます。

5番目の市街地の集中豪雨の流末処理対策についてお答えいたします。ことしの夏は、西日本方面から関東地方にかけて猛暑が続き、少雨による水不足も問題となりました。また、北陸から東北地方にかけては例年のない豪雨を記録し、各所で大きな被害が発生したところであり

ます。栃木県におきまして、7月27日、28日にかけて、局地的な集中豪雨が発生し、矢板市、さくら市、那須町で1時間に110ミリを超える記録的な豪雨となりまして、那珂川の小口観測所の水位が10分間に約1メートル上昇するという都市水路並みの状況となりました。

また、本市では、8月6日と20日、1時間に30ミリを越す集中豪雨が発生し、倒木による道路の通行どめ、停電、土砂崩れなど、相次いで発生したところであります。近年は河川の上流部で宅地開発が進み、また、農地、山林の荒廃に伴い、集中豪雨が発生いたしますと下流部に大きな被害が発生するケースが増えてきております。このため、平塚議員御指摘のように、市内におきましても、雨水排水があふれる箇所が出ていますところでもあります。

初音地区につきましては、市街地の雨水が土地改良区の水路に流入しておりますが、流末に大量の土砂が堆積しているため、増水によって水路があふれる状態になっております。このため、応急対策といたしまして、水路の土砂を搬出しますとともに、土地改良区と調整の上、流末処理対策を進める方向で現地調査や聞き取り調査を行ったところであります。今後、早急に流末処理対策方針を定め、事業化をしまいたいと考えております。

表地区、城東地区につきましては、地区内の水田が大田原市福原地内の箒川から取水する西の原用水の流末となる滝田地内の霧ヶ沢溜を水源といたしております。昭和48年度に団体営ほ場整備事業の滝田坂下地区として23ヘクタールの圃場が整備をされまして、現在は烏山土地改良区が管理いたしております。

これらの圃場整備地域は、ハローワーク北側にありまして、南側は農用地ではなく、表地区におきましては農業振興地域にもなっておりませんことから、農業関係の補助事業による整備はできませんが、集中豪雨による浸水被害が発生いたしますのは、烏山市街地の雨水排水と西の原水流末がまとまる南側の地域が中心でありますので、農地と宅地が混在し、被害を拡大する要因にもなっております。

しかし、那珂川の堤防整備によりまして、那珂川本流からの逆流の心配はなくなり、さらに今年度整備を予定している排水機場が完成すれば、被害は大幅に緩和されるものと考えられますが、城東地内を貫流する水路は、上流の水量を受けるには断面が小さくて、冠水する箇所もございます。このため、土地改良区の水排水路が市街地へ直接流入しないよう、適切な排水計画を策定し、今後事業化に向けて検討してまいりたいと考えております。

6番目の社会保障制度改革に関するプログラム法案についてお答えをいたします。社会保障制度改革につきましては、社会保障給付費が平成22年度に初めて100兆円を突破いたしまして、団塊の世代が75歳以上になる平成37年度には149兆円に達すると推計をされますことから、昨年11月、税と社会保障の一体改革に基づきまして、政府が有識者による社会保障制度改革国民会議に制度の見直しを委ねたものでございます。

国民会議では、主に医療、介護、年金、少子化対策を中心に議論を続けてまいりましたが、先月5日に最終報告書がまとまり、翌6日、政府に提出されたところであります。最終報告書によれば、給付は高齢世代中心、負担は現役世代中心という年齢を軸にした現行を見直し、能力に応じた負担と給付への転換を打ち出したのが大きな特徴であります。

社会保障の増大分の多くを赤字国債で賄っている、いわゆる負担の先送りを解消し、将来世代の負担をできる限り少なくすることを重視した内容であります。具体的には、低所得者の国民健康保険料、介護保険料を軽減する一方で、高齢者でも所得の高い人には介護保険サービスの自己負担増、基礎年金給付の減額を求めておりまして、さらには公的年金控除や遺族年金への非課税措置の見直しにも言及しております。

また、現役世代では財政に比較的余裕のある国民健康保険組合への公費定率補助の廃止、平均年収の高い企業の従業員負担が重くなる総報酬割の導入等が盛り込まれてもおります。

各論では、少子化対策といたしまして、女性が活躍しやすい環境のため、認定こども園の普及促進、男性の育児休業取得促進等を求めております。

医療、介護といたしましては、国民健康保険の運営者を市町村から都道府県に移し、知事主導の医療提供体制構築を目指すことを柱に、先ほど申し上げましたような高齢者や高所得者に負担増を求める政策などが盛り込まれております。

医療供給体制の改革にも言及し、現行の病院完結型から医療、介護、居住、自立生活などの支援につながる地域完結型への転換を提示いたしております。また、介護認定の要支援者を介護保険対象から外して市町村に委ねることや、70歳から74歳の医療費窓口負担を現行の1割から段階的に2割に引き上げることを求めております。

一方、年金につきましては、現行制度の手直しにとどめ、制度体系の改革は中長期の課題としているところでございます。

このように、政府は先月21日、この最終報告書を踏まえまして改革全体を進める手順や日程をまとめた、いわゆるプログラム法案の要綱を閣議決定して来月中旬に予定をされております秋の臨時国会に提出する予定となっているわけであります。

法案の骨子は、医療分野における国民健康保険料限度額引き上げや70歳から74歳の医療費自己負担引き上げ、低所得者の保険料引き下げ、高額療養費の自己負担限度額引き上げ、都道府県による国民健康保険の運営などを平成26年度から平成29年度の間実施をするという内容であります。

介護分野では、低所得者の保険料軽減や要支援者サービスの市町村移管などについて、平成27年度をめどに実行するために、平成26年度には関連法案の国会提出を目指す。このようになっております。

一方、年金分野では、改革案の実施時期を明示せず、今後必要な措置を講じるという表現にとどめているわけであります。今後は、医療や介護等個別の改革について、さらに検討を進め順次関連法案を国会に提出する方針としております。

このような社会保障制度の大改革につきましては、平塚議員御指摘のように、特に高齢者には厳しい内容となっております。一方で、現状のまま、将来世代とも言える子供たちに負担を先送りすることは、日本の社会保障制度そのものの存続にかかわる大きな問題でもあります。持続可能な社会保障制度をどのように築いていくか、課題は山積しているものと認識いたしております。

特に、市政を預かる身として懸念されますのは、介護保険サービスから要支援を外し、段階的に市町村事業に移す取り組みであります。認知症などの重度な要介護者の増加に歯どめをかけるには、要支援の段階から予防が欠かせません。サービス内容や利用料等は市町村の裁量に任される内容であり、本市のように規模が小さくて、財政状況の厳しい自治体と財政に余裕がある自治体とでは、サービスにばらつきが出てくるおそれがあります。

政府はボランティアやNPO法人などの活用を見込んでおりますが、事業の受け皿が見つからないままの制度改革はサービスの質の低下を招きかねないこともございまして、自治体間の連携や民間活用など、フォロー体制の整備が欠かせないと考えております。

以上のように、社会保障制度改革につきましては、実施にあたりましてさまざまな課題もあるものと考えられますことから、今後、国の動向を注意深く見守り、必要とあれば県、他市町村と連携をし、市長会を通じて適切に要望してまいりたいと考えております。

以上答弁を終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 1回目の答弁できめ細かな説明をいただきましてありがとうございました。また、再質問をさせていただきたいと思うんですが、まず、烏山線の大幅な運営変更に伴う件でありますけれども、これについては7月22日の全員協議会で初めて、内容等を8月1日からそうなるよというふうに市当局に聞かされた案件でありますけれども、その際、議員全員協議会の中で、各議員からさまざまな要望が出されたと思っております。

この件について、8月5日、JR東日本の大宮支社の方と市当局で協議を、懇談と言ったらいいんですかね、されたというようにお聞きしておりますけれども、7月22日に例えば大金駅舎、烏山駅舎は大正12年に建設された歴史的建造物でございまして、確かに耐震補強が必要だろうとは思いますが、何とかそれを残す形で地元の市民のボランティア的な協力も得ながら、これが活用できないかと。こういうような要望もあったわけなんですけれども、それについてはどんな状況だったのか。あるいはS u i c aの導入については難しいというようなお話

でございましたけれども、これについても再度要望されたのかどうか。その辺について、8月5日に限りませんけれども、そのJR側とこちら側の要望協議がいつされて、どのような内容だったのか。その説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 清水危機管理室長。

○危機管理室長（清水敏夫） JR東日本大宮支社との打ち合わせの経過でございますが、7月22日全員協議会で説明させていただきまして、議員の皆さまからいろいろ要望等も出していただきました。また、市の考え方としましては、大金駅舎においてはJRで改築する駅舎に合築方式ということで、市のほうで乗車券の販売ブース、また観光ブースを設ける。そのようなことで、市長が陳情に行ってお願ひした件の回答等をもとに協議をさせていただいたわけでございます。

8月5日の打ち合わせにおきましては、まず、私どものほうではJRさんとの先ほど言いました駅舎と一緒に合築方式でつくる。これは参加しない。そのような点で説明をさせていただきました。これについては、やはり単価がべらぼうに高いことと、今、検討しております大金駅前の関係のほうでやったほうが合理的ではないか。そのようなことでお話をさせていただきました。

また、大金駅舎、烏山駅舎について、現在のものを何とか活用する方向でということで、これも提案をさせていただきましたが、JR側としては、やはり老朽化があり、安全上問題があるということで、これについて解体をして駅舎を新築する。そのような考え方であるということで、こちら辺についてはJRのほうで検討するとか、もうちょっとあれするという、そういうようなことは明確に回答されたような状況でございます。

それと、Suicaについてでございますが、これについては私どもでも必要性を十分に理解しておりまして、この時点でも市長のほうから直接要望させていただきました。しかしながら、JR大宮支社、東日本全体で考えて、烏山駅に投資するだけの投資効果がないという本当に何と言うか、ダイレクトに言ってくるんですよね。そのようなことですが、今後も引き続き、来週月曜日にも県と一緒に陳情もありません。それらにおいても要望させていただきたい。そのようなことでお話をさせていただいております。

なお、8月5日の段階でも、9月ごろに駅舎の改築関係の大まかな計画等を示させていただきたいというような話があったんですが、今現在まだ、具体的に協議をさせていただきたいとか、そのような問い合わせ等が来ておりません。ちょっと議会へ入ってはいますが、私のほうでもアタックをして、今後の日程等、また速やかな情報の収集には努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それで、じゃあ、具体的な話に進みたいと思います。まず、まだ全体がまとまっていないという理解なのか。もう既に大体固まっているんじゃないかなと思うんですけれども、そういう意味で、このJR烏山線沿線整備観光振興対策に関する検討委員会等にその内容が報告されたのかどうか。さらに、大金駅舎周辺あるいは烏山駅周辺の自治会長とか議員とか、主なそういう方々を集めて、その辺の今の範囲でこういう方針でいますよという説明会をぜひ開いていただきたいと思うんですけれども、市長、その辺どうでしょうかね。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） JR烏山線5駅については、本当に皆様方からいろいろな活性化のための御提言をいただいておりますので、そういった意味では地元の皆さん方を十分巻き込んだ形で説明会を催したいと思いますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それで、特に大金駅に関しましては、ことしの予算審議の際に、1,000万円ですか、調査費をつけます、大金駅周辺整備事業等ということで予算をつけましたですね。それに基づいてこの検討委員会では、観光物産センター跡地を含む大金駅周辺整備事業ということで、大まかな物産センター再建のイメージ図が出されたんですけれども、これについてはどのような協議がされたのか。さらに、聞いたところによりますと、これは無人のものを計画したそうなんですけれども、全くこれじゃなくて、有人の、人間が何人かそこに常駐して、そしていろいろな物品販売や案内やさまざまな対応ができるようなスペースとして考えていきたい。こういうような方向のようなんですけれども、これについてはどのような進め方をしているのでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） この沿線関係の委員長を務めておりますので、私のほうからただいまの質問につきまして御説明申し上げますが、今、平塚議員もおっしゃられましたように、下部組織でございます委員会のほうから、今言われた無人での観光案内所的なものが示されました。これにつきまして検討委員会に説明をいたしましたけれども、その時点において、無人はどうなんだろうかというようなことがございまして、その時点ではとりあえず下から上がってききましたものについては、委員の皆様にお話を申し上げましたが、決定ではないということで現在推移しておりまして、その後の委員会については、まだ最終的に委員会を開いておりませんが、先ほどございました1,000万円の委託費が計上されておりますので、その辺は念頭にございますので、年度内には、年度内といたしますか、遅くてもその予算の執行については、現時点ではまだ何も言えませんが、繰越になる可能性もあるかもしれませんけれども、何とかその執行に向けて、駅前の計画については結論を出していきたいというふうに思っています。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） もう既に大金駅は無人化になっておりまして、先ほどのJR東日本との話し合いの中では新しい駅舎になっていくと。待合所のような形式になるというふうに聞いております。したがって、その中にこの物産センターを兼ねたような施設として利用することは無理というふうに私は考えます。

そういう意味であれば、早急にこの物産センター的な施設を大金駅前につくって、私が聞いている範囲では、旅行代理店がそこにいけば切符関係も売買ができるというふうに聞いております。

そういう意味で、物品販売や観光案内も含めてそのような、定期券についてはこれはなかなか制度上難しいけれども、全く無理ではないというふうにも聞いておりますので、そういうあらゆる可能性を尽くして、わざわざ宝積寺に行かなければ定期券が購入できない。こういうのを何とか緩和する方法を考えていただきたいと思うんですが、市長、その辺どうでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほど副市長の報告を受けましたときに、無人化はいかなものかなという意見も私は申し上げました。清水課長のほうから報告がありましたように、この大金駅も烏山駅もあのままで共同運行ができないかということが第一の要望で私はやってまいりましたが、それはかないませんでした。

したがって、無人化にふさわしい駅と駅舎とトイレをつくるんだというようなことで、もう決定済みで、それもこの蓄電池駆動電車が走ることによりまして若干上がるんですね、ホームの位置が。それとあわせてやるからということが安全対策の一環としてそのような対応をせざるを得ないというような判断でございました。

したがって、合築のことができませんので、であれば、今の解体した跡地にそれなりのコミュニティのあれをつくるということは同感であります。そのようなことを今、この検討委員会の中で再検討するように指示をしているところでございますので、そのような旅行代理店の話は今初めて御提言いただきました。いいですね。それで代理で切符が買えるということであれば、もちろん人が集まるわけですから、そういったことも慎重に検討して、人がいつも集まりやすいような活力のある駅前の広場であってほしいと思っています。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ぜひその辺も十分検討をしていただきたいなど。この検討委員会には女性がいなかったことでしたが、今度女性が入ったということでもあります。さらに、何と言っても、烏山線につきましては蓄電池車両が導入されるということでもろ手を挙げて私も喜んでいただけなんですが、それには相当のお金をJR東日本としても投下するわけです

よね。しかし、実態は大幅に利用客が減っている。これが現実なんですよね。その辺、ここでその利用客の推移をちょっと聞きたいんですが、時間もありませんので、後で事務局のほうに行って確認したいと思いますが、いずれにしてもどんどん利用者が減っているということは間違いないと私は考えます。

そういう意味で、これを踏まえて、今後何億円も投資するわけですから、当然人件費はその分削りますよというのが今度のあらわれかなと私は思っているんですけども、そういう中でこれ以上、利用者が減ったらば、蓄電池車両そのものが停止というふうになっても不思議じゃないようなことに持っていかれやしないかと。このように考えます。

そういう意味で、今後の利用向上対策をどのように進めるのかと。こういうことなんですけれども、やはり今度の蓄電池駆動電車の導入、これをきっかけにして市民の皆さん全体、そして学校でも、この新型蓄電池車両に親しんでもらう。そして、回数券とか利用券とかそういうものもJRと行政のほうで一体となって、市民の皆さん全体で買ってもらって、各学校でも大いに烏山線を利用して新しい車両に乗った、よかったというような運動を広げていただきたいなど考えるんですけども、その辺の全市民を巻き込んだあるいは学校生徒を巻き込んだ市民全体の利用向上対策が図れるかどうか。市長、どうでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今の危機感は私も持っております。蓄電池駆動電車は最終的には当初2両ということで編成をしてありますが、究極は8両です。それで、蓄電池の急速の充電施設は烏山駅に1億数千万円かけてつくったんですね。だからといって、未来永劫あそこにあると私は思っていないんですね。やはり利用者だと思えますよ、やはり議員御指摘のとおりだと思います。

したがって、その利用向上をどう進めるかというのはやはり私も同感でございますので、でき得る対策をやっていかなければならない。市としてできることは、今度市民号としては民間ベースでやっていただきますが、80人の募集定員で。これも利用向上対策の1つだろうし、あるいは学校のほうに目を向けられるということでございますが、例えば保育園であるとか、幼稚園であるとか、そういった遠足等にも挙げて利用するとか、市民が老若男女を挙げて、この新しい蓄電池駆動電車に1回は乗ってみるんだというようなことをやることによって、営業成績は幾分かしか上がらないかもしれないけれども、JR大宮支社への誠意は伝わると思うんですね。

JRのことですから、そういう1つの誠意というものがやはり必要だと思います。ですから、市の行政としてでき得る、学校あるいは保育園、そういったところも全市民型でもって、JR烏山線の利用対策に取り組むべきだろうと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 取り組むべきだろうじゃなくて取り組んでまいりますと言ってもらいたかったね。ぜひそういうことで、議会のほうとしても特別委員会もありますので、行政と一体となってこのJR烏山線を支援する。みずから利用するという体制をとっていきいたいというふうに思います。

続きまして、大口滞納対策についてでございますが、これにつきましては、何と云っても大口の固定資産税を含む滞納者が1,000万円以上が9業者ですかね、これが一番問題でございまして、先ほど言われたような元ゴルフ場のあれも不納欠損して平成26年度の決算には反映されるということでございますが、それでも10%しか上がらないんですよ。

したがって、そういう多くの業者が抱えていては、何と云っても納税意欲を損なうと、一般市民があんなのが許されるのなら俺も払わないよというような感じになっては困りますので、納税の義務ということになっておりますので、そういう点で、この固定資産税大口滞納者の整理方を十分体制をとっていただきたいと思っております。簡単に御回答をお願いしたいと思っております。

○議長（佐藤雄次郎） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） 先ほど市長が説明したとおり、徴収率が66.2%ということで、県内の26市町の中で飛び抜けて最低であるということで、税務課長としても大変申しわけなく思っております。

今、御質問ありましたように、大口滞納の固定資産税の滞納額が市全体の市税の収入未済額15億円のうち約14億円、固定資産税があるわけなんですけど、そのうちの12億円余の固定資産税が9社の大口滞納というふうになってございます。

これがなかなか差し押さえ等を実施いたしてございまして、回収が実際にはできないということで苦慮しているところでございますが、先ほど市長の答弁にありましたように、平成25年度におきまして、不納欠損を大口の分を約9億円近く行いまして、これは地方税法に照らしまして不納欠損をできるということで、不納欠損を行いまして、徴収率アップに努めたいというふうに考えてございます。

残念ながら、実際の徴収額のほうのアップにつきましては、直接結びつくものではございませんけれども、徴収率全体のことを考えますと、約9億円近い不納欠損を行うことによりまして、10%以上の徴収率アップになるものと考えております。

試算では、平成26年度末にはおよそ83%近くの徴収率になるのかなというふうに思っておりますけれども、残念ながら、これは県内でもまだまだ最低のほうでございまして、必ずしも県平均の90%に近づく、幾らかは近づきますけれども、それに達するというものではござ

いませんで、今後とも努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ぜひ御努力をお願いしたいと思います。

それで、その1つである元ゴルフ場の相対取引で買収した外資系会社がメガソーラー事業を進めたいということでありましたが、確かに実質的な計画書が行政のほうに出されない状況の中で、行政としても本当にそれが実現できるのかどうかというのはわかりませんが、境地区に住む私にとりましては、産廃処理場などの迷惑施設になられては非常に困りますので、そういうものであれば、このメガソーラーは市が推進している事業でもありますので、誘致企業の一環ということでございますので、ぜひこの具体的な申請方があれば、行政のほうとしてもその内容等を吟味した上で支援、推進方をお願いしたいというふうに思います。そういうことでお願いいたします。

次に、実践型地域雇用創造事業について質問をいたします。この問題につきましては、私は関東で唯一ということでございまして、全国から21の応募があった中での15地域の1つということでございますので、極めて市としては有効なものであると。ただし、これを単に補助金というのか委託金といったらいいのか、1億3,000万円を単なる消費をしてしまうのか。それとも、これを本当に有効活用して市の産業活性化の大きな一助に役立てるか。これには大きな違いがあるなというふうに思うんですよ。

そういう意味では、一番大事なのは、ここに参画をしている商工会とかJA那須南とか森林組合とかさまざまな団体、那須烏山市の金融団もあります。そういうようなものの一員として、単に那須烏山市も顔を出すというような、あるいは担当は商工観光課であろうというふうに思うんですけども、その担当課任せということではこれは有効活用は図れないと思うんです。

そういう意味では、市の対応としましては、商工観光課だけでなく農政課や環境課や生涯学習課や各課横断的なプロジェクトチームを編成して、この市の産業振興と雇用拡大、特産品開発など、市の活性化に大きな力を発揮する事業にするために、行政としてもできる限りの支援を行う。こういうことで進めていただきたいと思うんですけども、市長、これはどのようにお考えになるでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 実践型雇用創造事業につきましては、ほぼ1年前から労働局を通じましていろいろ先進事例なんかも調査研究をしながら、申請をしまっていました。そのようところから、これはいわば市が率先してやってきたということでございますので、もちろんその実践型雇用創造事業の代表は市長でございますから、私が市長代表を務めております。そうい

うことから、今、この担当課は商工観光課が主管でございますが、さらに補助する形で農政課も参画をしておりますが、今、議員御指摘のとおり、やはり全庁体制で取り組むようにというような指示をいたしておりますので、随時そういったところを参画させながら、全庁体制で雇用拡大に向けたことをいろいろな分野でできますので、そのような対応をとっていきたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そういうことでぜひとも協議会の一員というようなレベルでなくて、本当にこの事業を成功させる、そういう行政の力をここで遺憾なく発揮していただきたいと思っています。

次に、この協議会がこの里山環境と木材、農産物の活用を重点分野にプロジェクトを展開するというところでございまして、そういう意味では林業活性化が欠かせないわけでありましてけれども、林業活性化については先ほど市長のほうからも説明があり、森林経営計画等の整備を進めたいということですが、その中で林道や作業道の整備を進めたいということですが、ぜひ林道整備についても力強く進めていただきたいなというふうに思うんですけれども、これは例えば片方は境地区、片方は興野地区というようなところが林道としてありまして、途中が切れているというところがあったりするんですよね。それが例えば大沢の幕焼沢という林道がありまして、それから、切れておりまして、そのすぐ近くに興野の水無沢という林道がありまして、ここを結べば、例えば日暮れの市道が災害、水害等で2回も崩れて2年間通行どめになったりしたんですが、それがこの道路を林道として利用して活性化を図りながら、これが結べれば生活道路としても大いに利用できる。こういうようなケースがあるんです。

そういう意味で、市内に30本の林道があるというようなお話でございますけれども、その辺、ぜひ整備を図りながら、そういう林業の道路としてもあるいは生活道路としても大いに活用いただきたいなと思うんですけれども、林道整備について何か補助事業としていいものがあるかどうか。これはどなたなんですかね。もし、内容がわかればお示しをいただきたいと思っています。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 今、御指摘の幕焼沢線、水無沢線につきましては、議員御指摘のとおり、県道の崖崩れ等の際には非常に有効な道路になる可能性がございます。しかしながら、旧烏山時代にそこをつなぐわけでございましたが、地権者の関係等々もありまして中断してございます。私も現場へ行っておりますが、もう既に草ぼうぼうというような、けもの道もはっきりわからないような状態ではありますが、再度地権者等の調査を行いまして、今、御指摘のような有効道路としての将来性を見きわめながら検討してまいりたいと思います。よろしくお願

いします。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そういうことでぜひお願いしたいなと思います。

続きまして、中央公園の整備についてお尋ねいたしますが、大体先ほどの説明で理解はできたんですけど、ただ、総合健康管理センターですね。これについては私の第1回目の質問の中で、健康管理センターは現在は広域行政の看護学校は廃止されまして、那須烏山市として介護認定とか、くれよんクラブ等に活用して、南那須医師会が利用しているという状況でありまして、平成13年度からはこの健康管理センターの維持管理費を全額市が払っている。こういうものもあります。そして、広域行政もこの那須烏山市に移管するのが妥当ではないかという問題提起をしている問題でございますが、これについては那須烏山市に移管をしたいという広域行政の考え方について、市当局はどんなふう考えているか、御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（佐藤雄次郎） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 先ほど市長のほうの答弁でもございましたが、平成23年度に耐震診断を実施してございます。その結果、耐震改修が必要であるというような結果が出ておりますので、先ほど申しましたように、現在、広域行政事務組合のほうで所有している施設でございますので、広域行政、南那須医師会と協議してまいりたいというふうに考えておりますが、今現在、中央公園の整備につきましては、庁内の検討委員会のほうで、いろいろ現状、問題点等の把握に努めているところでございますが、ゾーン一帯を検討していく中で、今後の活用につきましても広域あるいは医師会の皆さんと協議させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ありがとうございます。そういうことでよろしくお願いたします。

次に、市街地の集中豪雨の流末処理についてであります。城東地区につきましては、先ほどの説明のとおりでございますが、西の原用水につきましては、城東に入るもちろん水はありますけれども、滝田のほうに放水というか、那珂川にね、水を流す樋門的なものがあるというふうに私は理解しているんですけども、災害を未然に防ぐ措置としてそれを活用して、いわゆる興野大橋の上です。西の原用水を西から東にまっすぐ来ているような水路だというふうに思っているんですけども、それを使って逃がすことができないかどうか。それが1つ。

それと、表地区関係なんですけれども、これは、市の公民館あるいは市民体育館、そして市街地の水があそこに集中して落ちている水路があるんですけども、その流末についてはある程度整備されているんですけども、その中が抜けておりまして、地元から改良してほしいという

要望書が市のほうに出されているというふうに思うんですけども、これもこの雨水排水の流末処理対策としてぜひ整備を進めていただきたいなというふうに思うんですけども、もう一度御回答をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 1点目の興野大橋上流に全部抜けないかというお話でございますが、その下流の田んぼ等が水がいなくなってしまうので、しかしながら、今現在も、1カ所、那珂川に直接抜けております。ですので、市長の答弁にもございましたように、一体的な整備が必要になりますが、農政サイドとしてはハローワークと雇用促進の北側あたりまで農地等が区切られてございますので、その辺はなかなか難しい点もございます。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 2点目の中央公園から下流の山あげ大橋の下あたりに通っている水路の件について、私のほうから答弁させていただきます。

今、市長の答弁にもあったように、中央公園を整備するということになっておりますので、市街地のほうの水が、先ほど平塚議員から言われたところの水路に流れます。そういう関係がありますので、水計算をして水路の断面をどういうものになるかというのを今後進めていかないと、どのくらいの断面を入れていいかというのがわからない部分があるので、今、中断をしております。

今までも、何年かかけて得た断面も、場合によっては大きくなる可能性もありますので、そういう点を含めて調査を今後進めていきます。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そういうことで、城東地区、表地区、初音地区の水路の流末処理、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、プログラム法案の問題点でございますが、さっきも私言いましたように、消費税を8%、10%に増税すると、これは社会保障のためだと言いながら、それと同時に消費税増税を民主党なんかは国民から頼まれていないのにやると。それで、社会保障と一体で改革するんだと言いました。社会保障と一体で改革する中身が、このように介護でも医療でも年金でも保育でも、簡単に言うと国がお金をかけないように、本人に負担を強いるという内容なんですね。そういう意味で、非常に問題があると。しかも、アベノミクスというようなことで安倍内閣が進めておりますが、それが一番自分の名刺として頼りにしているのが財政諮問会議なんですよ。つまり、財界がその裏方において、なるべく国民に社会保障は負担させろよということで、

先ほど述べましたように、負担をかけるということでございます。

介護の問題で簡単に言うと、要支援の認定を受けた人は全国で150万人、そのうちサービスを利用している方が100万人おります。そういう方の生活援助や通所サービスを削り、医療サービスも削るといようなこのような流れをつくってしまったら、こういうお年寄りはどうなりますか。

医療についても70歳から74歳の医療費を2割にするということ、これは段階的に進めるんですけれども、それについても70歳になって窓口の負担が3割から1割に軽減されることで、身体的にも精神的にも健康状態が改善される。これは東大の研究所で科学的に分析した結果だそうでございます。

このように、要支援は市町村任せ、そして要介護についても1、2は施設から締め出すと。こういうことをやれば、当然重病化になりますよね。そういう意味では、どんどん経費がますますかかる方向になってしまうんですよ。そのときにはかからないかもしれないけれども、重病化とか、介護が重くなった場合にはさらにお金がかかるようになるわけなので、自立をさせるということであれば、当然そういうような要支援の段階から要介護度が重くならないような支援をする。これが本来の福祉の役割じゃないのかなというふうに私は思います。

いずれにしても、診療抑制、そして医療費もお金をかけないというような方向でございますし、年金についてもことしの10月から段階的に2.5%減額するということを進めています。それに加えてマクロ経済スライドで毎年年金を減額させていく。これがプログラム法案の骨子なんです。そういうことで、今、現役世代の人がこれから年金をもらうようなときに、全く失望するような老齢プランを出しているのがプログラム法案だというふうに私は思います。

そういう意味で、ここで1つ1つを時間がなくて告発できませんが、これから議会を通じながら、憲法25条にあるような国民の健康と人権を守るために私は全力を挙げて戦いたいと申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、17番平塚英教議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、9月5日午前10時から開きます。本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

[午後 3時38分散会]